

令和5年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月13日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月13日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美 登 利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さ と み
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推策進室	室長	小島 昌己	政策推進課長	丹羽 修治
	総務部	部長	鈴木 敬	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課	綾部 健	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	保険医療課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 課長	福谷 光芳
	上下水道部	部長	伊藤 和光	下水道課長	北條 寿文
	消防本部	消防長	高塚 克己		
	教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	舘林 久美
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	志 治 市 義	蟹江町の税収の状況について……………	65
2	板 倉 浩 幸	平和行政をさらにすすめることについて……………	69
3	伊 藤 俊 一	通学路は安全か！……………	83
4	三 浦 知 将	防災情報伝達手段について……………	91
5	山 岸 美登利	障がい者支援について……………	99
6	加 藤 裕 子	①子どもたちへの防災教育と対策について……………	109
		②町民の命をまもるために……………	115
7	佐 藤 茂	蟹江富吉南町づくりについて……………	122
8	飯 田 雅 広	自立支援医療（精神通院医療）の医療費の自己負担を軽減 できないか……………	136
9	多 田 陽 子	①学校・家庭・地域の役割……………	142

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和5年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問される議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願いの届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

傍聴される皆さんにお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、多田陽子さん、富田さとみさんから提出されました、本日の一般質問の際の参考資料を配付してありますのでお願いいたします。

一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

また、議場内にモニターを設置させていただいています。議場内の方はもとより、自宅にてケーブルテレビにより議会を傍聴される方々にも、質問時に提示される資料などをできるだけ分かりやすくご覧いただけるようにしました。議員、理事者の皆様にも積極的に機器を活用していただき、より開かれた議会を目指していただきますようお願いいたします。

ここで、伊藤俊一君から葬儀のお礼がしたい旨の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

伊藤俊一君。

○11番 伊藤俊一君

議長のお許しをいただきましたので、貴重なお時間をお借りいたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月6日、7日におきまして、妻の告別式、葬儀並びに通夜の席に、理事者のほうからは横江町長さん、そして加藤副町長さん、服部教育長さんにご参列を賜り、また大勢の職員の

皆様にご弔問いただき、また心温まるご厚情を賜りましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

また、議会におきましては、議会議員互助会の方、そして議会から、また議員各皆様方から、全員の方からご弔問を賜り、また心温まるご厚情を賜りましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

そして、受付に議会事務局長、そして鈴木総務部長、荒木事務局という皆さんがお手伝いまでしていただきましたこと、心から厚く御礼を申し上げまして、私からの御礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 水野智見君

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 志治市義君の「蟹江町の税収の状況について」を許可します。

志治市義君、質問席へお着きください。

○3番 志治市義君

皆様、おはようございます。

3番 志治市義でございます。

ただいま議長のご許可をいただきましたので、蟹江町の税収の状況について、通告書に従って質問をさせていただきます。

昔、私が蟹江中学校の生徒だった頃、納税は教育、勤労と並び、国民の義務だと教わりました。しかしながら、現在に至るまで、税金はずっと給料から天引きされる人生を送ってまいりましたので、税金を納めるということについて、いささか実感が伴っておりません。ですから、今、税金について猛勉強をしているところです。

そこで、お尋ねいたします。

蟹江町の一般会計決算額は、令和4年度、133億円弱と承知していますが、このうち町民が直接間接に町に納入する町税にはどのような項目があり、またどれぐらいの額、割合でしょうか、お教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

おはようございます。

質問のございました町税の種類とその額等についてお答えいたします。

一般会計の町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税の5種類ですが、そのうち町民税は個人と法人、軽自動車税は環境性能割と種別割に分けられ、細かくみると7種類になります。

令和4年度の町税の収入済額は53億3,274万465円で、一般会計の歳入に占める割合は40.1%です。

税目別に申し上げますと、個人町民税が23億459万1,537円、法人町民税が2億6,579万2,868円、固定資産税が24億881万182円、軽自動車税環境性能割が515万500円、軽自動車税種別割が8,115万397円、町たばこ税が2億6,366万7,331円、入湯税が357万7,650円となります。

町税の種類とその額等につきましては以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございました。

一般会計の40%が、町民が町に納入する町税ということですね。蟹江町議会の過去の議事録を読み、また先輩議員のお話を伺ったところ、15年ほど前、平成21年に町税の滞納対策特別委員会が議員主導でつくられたということを知りました。このことから考えてみますと、15年ほど前は、町税の滞納が多かったから、議会としても特別委員会をつくろうということになったんだと思います。

そこで、この特別委員会設置当時と現在の税金徴収の税金収納率の推移についてご説明いただけますか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました15年ほど前から現在までの収納率の推移についてお答えいたします。

15年ほど前の平成20年度の町税の収納率は90.1%で、県内61団体中58位と最下位に近いものでしたが、平成25年度は約5%アップの95.3%、平成29年度は約8%アップの98.1%となり、令和3年度は98.6%で、県内54団体中18位となり、令和4年度も同じく98.6%となりました。

収納率の推移につきましては以上でございます。

○3番 志治市義君

今、収納率の推移を分かりやすく教えていただきまして、ありがとうございます。

最下位近くから、どんどんと収納率を上げてこられたということが分かります。現在の収納率がほぼ100%に近いというのは、税の公平性を担保する上でもよいことだと思います。しかし、中には急な出費や離職、生活環境の変化等々によって納税が遅れたり、厳しく、あるいは難しくなったりする住民の方もいらっしゃるということは容易に想像できます。でも、そんな中でも、先ほど触れましたように、税の公平性という点から、やはり100%近い収納率を保つことは必要だと思います。

そこで、収納率を維持し、税収の公平性を保つために、町として留意しておられること、ご努力なさっておられることがおありだと思いますので、その例をいくつかお聞かせください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました収納率を維持し、税の公平性を保つために留意していることについてお答えいたします。

蟹江町においては、平成21年9月に町長が滞納対策非常事態宣言を発令し、同年10月に滞納対策本部を設置したところから、本格的に滞納対策が始まりました。滞納対策本部では、目標の設定、管理及び検証のほか、納税者の利便性を高めるための納税方法の拡大など、総合的な方針決定を行い、収納率の向上と公平公正な義務負担の推進を図りました。

具体的な取り組みの例を5つ申し上げますと、1つ目が、職員の資質向上を図るため、各種研修を活用したこと。2つ目が、納税方法の拡大を図るため、平成22年度から軽自動車税、平成23年度から全税目についてコンビニ収納を実施したこと。3つ目が、未納のお知らせや納税催告書の発送回数を増やし、さらに電話でのお知らせを実施したこと。4つ目が、納付の意思がないと判断した方に対しては、勤務先や金融機関などへ財産調査を行い、給与や預金などの差押えを執行したこと。5つ目が、地方税法に規定する滞納処分の停止の要件に該当する場合は、適切に適用し、不納欠損処分につなげたことなどが挙げられます。

税務課では、納税についてお困りの方に早めの相談を促すため、広報やホームページで周知を行っています。納税相談では、収入状況など実情を聞き取り、一括納付が困難である場合は、なるべく無理のない納付計画をご提案させていただいております。

収納率を維持し、税の公平性を保つために留意していることにつきましては以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございました。収納率を落とさないように、本当にいろんな施策に取り組んでおられるということが分かりました。

ところで、今年の1月だったと思いますが、蟹江町におけるふるさと納税の流出額が1億円に近いとの新聞報道がございました。私もこれを読んで、これはなかなか大変なことだなと思いました。

そこで、ふるさと納税の蟹江町への寄付金額のおおよそ、できましたら過去3年ぐらい、寄付金額の推移をお教えください。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまふるさと納税の過去3年間ほどの推移についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

初めに、令和2年度から、寄付額、また寄付控除額、そして寄付額から寄付控除額を引いたものという順に答弁させていただきます、よろしく申し上げます。

まず、令和2年度、寄付額につきましては492万2,000円、寄付控除額につきましては6,373万9,580円、そちらを、寄付額から寄付控除額を差し引いたところ、5,881万7,580円と

なっております。

そして、令和3年度につきましては、寄付額が475万8,000円、寄付控除額が8,392万8,811円、差し引きまして7,917万811円。

令和4年度につきましては、寄付額が1,241万4,000円、寄付控除額が9,776万5,384円、差し引きまして8,535万1,384円となっております。

ちなみに、令和5年度の状況をご報告させていただきますと、先ほど志治議員からもありましたが、寄付控除額、令和5年度につきましては、寄付控除額が1億1,555万4,344円となっております。寄付額は、令和5年度9月8日現在ですが、741万8,000円となっております。こちらにつきましては、昨年の同時期から2.5倍増と寄付額はなっております。

以上です。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

寄付金額は増えているんだけど、しかしほかの市町村への寄付金が多いために、アンバランスな状態になっているということですね。そして、このアンバランスを解消するには、蟹江町への寄付金額を増やすことが肝要ということですね。町職員の皆様ももちろんこのご認識の下に対策を講じておられると思いますが、お尋ねいたします。

当町への寄付金額を増やすために、どんな取り組みをされていますでしょうか。1つ、2つ、事例を挙げてご説明いただけますか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、どんな取り組みをしておるかというご質問をいただいております。答弁させていただきます。

まず、今年度ふるさと納税の寄付額を増やすために、ふるさと納税ぐいぐいチームという名称でプロジェクトチームを立ち上げ、現在3回の会議を重ねました。会議の内容としましては、年度当初は令和4年度の振り返り、また5年度の方向性を定め、そして寄付金額の目標金額を設定し、その達成に向けた取り組みを検討してまいりました。

そして、プロジェクトで各課の強みを生かして、現在取り組んでおります。そのプロジェクトチームにつきましては、現在3課で取り組んでおります。3課、総務課、政策推進課、ふるさと振興課を構成メンバーとしまして、また全庁の協力を得て、積極的に事業に取り組んでおります。

まず、総務課は、全体的なふるさと納税の事務担当者として、特に寄付金募集のためのポータルサイトの増設や通常のふるさと納税事務の遂行をしております。実際に、令和4年度当初は1つのポータルサイトでしたが、令和4年度中には7つのポータルサイトを広げ、また令和5年9月現在では、ポータルサイトは合計8サイトとなっております。今後さらに1社増設の予定をしております。

そして、ふるさと振興課につきましては、産業振興という強みを生かしまして、協力事業者の開拓、返礼品の充実ということで、企業訪問や事業者を対象とした研修会を実施しております。事業者の研修につきましては、ふるさと納税とはということから、どういったものがふるさと納税の商品になるものか、またふるさと納税とはどういうことかという仕組みを、町内の事業者の皆様研修会を通して制度の理解を進めまして、登録事業者を増やすという取り組みをしております。

そして、政策推進課におきましては、広報活動という強みを生かしまして、多様な媒体を活用したPR活動を実施しております。インターネット広告の掲載や各種イベントでのPR活動、またJR蟹江駅のデジタルサイネージを活用してPR活動を実施しております。

以上です。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございました。

今ご説明いただいたようなことは、自分、考えてみますと、町職員の皆様だけにお任せすることではないと私は考えます。私も私なりに、各方面に返礼品のアイデアなど、考えたこととお話をしたり、あるいは開発・改良をご提案したりして、魅力ある返礼品を常に考えて、寄付金を増やす取り組みに協力していきたいと思っております。職員の皆さんの中にも、あるいは議員の皆さんの中にも、そういう取り組みをしておられる方が何人もいらっしゃると思います。皆さんと気持ちを合わせて、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、私の税金収納率についての質問で、収納率を下げないために、たくさんの方策を行っているというご答弁をいただきました。それを伺っていて、町職員の皆様、税金を納める町民それぞれの環境や事情をしっかりと考えられ、お一人お一人の気持ちにまさに寄り添って、税金を徴収するのではなく、何か納めていただくんだという、そんなお気持ちで取り組んでおられることがとてもよく分かりました。これなら、私が町民の皆様から税金の相談や悩みを伺ったときに、迷わず役場に相談しにいきましょう、安心して大丈夫ですとアドバイスできます。こういう温かい心遣いをお持ちの町職員の皆様に、心から敬意を表するとともに、自分もこの気持ちを忘れることなく、町民のために頑張っていきたいと思っております。どうぞ、町職員の皆様もこの気持ちを忘れることなく、これからもお取り組みをお願いしたいと思います。ご答弁、ありがとうございました。

これで、私の質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、志治市義君の質問を終わります。

質問2番 板倉浩幸君の「平和行政をさらにすすめることについて」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「平和行政をさらにすすめることについて」と題して、伺っていきます。

広島と長崎に人類史上初めての原子爆弾が投下され、一瞬のうち、2つの都市が消滅し、21万人もの命が奪われてから78年になります。生き残った被爆者も、原爆症によって命を奪われ、あるいは健康が脅かされています。核兵器は人間らしく生きることも死ぬことも許されない悪魔の兵器です。

ロシアによるウクライナ侵略から1年半、プーチン大統領は核使用の威嚇を繰り返し、3月25日にはロシアの隣国、ベラルーシへの戦術核配備を決定しました。北東アジアでも北朝鮮の核ミサイル開発、弾道ミサイル発射が繰り返され、それに対して米国を中心に日本と韓国なども危険な軍事演習を繰り返し、軍拡と核抑止の施策が緊張と危険を高めています。核対核、軍事対軍事の対応が危機感を悪化させています。

打開する鍵は、国連憲章に基づく紛争の平和解決と核兵器の全面禁止にあります。外交的解決のための努力が決定的に重要であります。原水爆禁止2023年世界大会は、国連や核兵器廃絶のために行動する諸国政府と連帯、共同し、世界の市民社会の運動を総結集をして、唯一の被爆国であるこの日本を、核兵器禁止条約に参加させ、核廃棄廃絶をリードをする国に変える共同の大会であります。核抑止力を想定したG7広島サミットの広島ビジョンを、広島、また長崎の両市長が批判をし、核抑止から脱却を求める声がかつてなく高まる中の世界大会が、8月4日から8日、「被爆者とともに、核兵器のない平和で公平な社会を～人類と地球の未来のために～」をテーマに、広島と長崎で開催されました。

今年のメイン会場である長崎世界大会に私も参加して、残念ながら台風6号の影響で、大会の予定が短縮、変更される事態となり、長崎の平和公園で行われる平和記念式典に参加ができませんでした。やはり、実際に被爆地を訪れ、集会に参加する中でより身近な問題として考え、意識するようになったと思います。今まで見聞きしてきたものが、ああ、あの山に逃げ、この川に水を求め、多くの方がお亡くなりになりとリアルに感じました。被爆者の皆さんから、その後もご苦勞を重ねられ、今問題となっていることも含めて重要なお話を伺いました。実際に足を運んで、自分の目で、耳で、リアルに体験することは大きく違います。多くの方にリアルに核兵器の問題に触れ、身近な問題としてほしいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

初めに、今お話をした原水爆世界大会、毎年行われています。この毎年行われている広島、長崎の原水爆禁止世界大会をどのように認識しているのか、まずはお聞かせください。

○政策推進課長 丹羽修治君

ただいまご質問のありました原水爆禁止世界大会に対する認識についてお答えさせていただきます。

原水爆禁止日本協議会が開催されます原水爆禁止世界大会は、様々な国の平和運動をする

団体の代表が参加し、核兵器のない平和で公正な世界の実現のため、被爆地広島・長崎から世界に発信する大会として重要なものと認識しております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

毎年行われているのが世界大会であります。そのことも後でまたお伺いしますけれども、そこで、町長にお伺いをいたします。毎年このように原水爆世界大会、町長、または議長から支持賛同の協力をお願いに協力してくださっています。

そこで、この支持賛同は、どのような思いで賛同してくれているのか、お願いをいたします。

○町長 横江淳一君

適切なお答弁ができるかどうか分かりませんが、思いは多分板倉議員と一緒にあります。私も戦後生まれでありますので、聞き伝えでしか戦争の悲惨さは理解はしてございません。立場といたしまして、いつも広島平和大会に子どもたちを派遣をさせていただき、将来を担う若い子どもたちが、実際その状況を耳にし、聞き、感じてきて、それを学校で伝える、家族に伝える、友達に伝える、SNSでも伝えていき、思いを共有するという施策はずっと続けております。

誰しもが戦争のない世界をつくりたいということは、どこの首長、首長だけではなく、日本国民一緒だと思いますし、世界の皆さんも平和を願うのは一緒の気持ちだと思いますので、ある意味、この世界大会が一つの基軸になって、世界へどんどん広がっていければいいなという気持ちで、私も議長も思っております。

○6番 板倉浩幸君

今、町長からあったように、結構全国の首長も賛同署名してくれます。また、ペナントも毎年送られ、長崎の会場にも飾ってありました。蟹江町、町長のやつは見つけられなかったんですけども、飾ってあります。

そこで、今、町長からも平和記念式典、中学校の話が出ました。蟹江町での現在行われている平和祈念事業についてお伺いをしていきます。

戦後から、広島、長崎の原爆投下から78年です。戦争をする世代や被爆者の高齢化が進み、戦争の記憶を受け継ぐ機会が減ってきています。戦争を二度と繰り返してはならないためには、過去と向き合い、戦争の記憶を次世代につなぐ努力は続けなければなりません。

そこで、蟹江町において現在実施している平和推進事業の具体的な施策、内容も含めてお聞かせください。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問いただきました現在蟹江町が実施しています平和推進事業の具体的な施策とその内容についてお答えさせていただきます。

戦争の悲惨さと命の大切さを再認識し、町民の平和に対する意識の向上を図るため、令和5年度の平和祈念事業の取り組みとしましては、原爆パネル展、広島平和記念式典中学生派遣事業、戦争体験者講話を実施しております。

原爆パネル展の内容としましては、8月の平和強調月間に合わせて、8月2日から20日までの間、図書館2階ギャラリーにて原爆パネル展を開催いたしました。ヒロシマ・ナガサキの原爆パネルや原爆に関する書籍、ヒロシマ・ナガサキ被爆体験手記集、広島平和記念式典中学生派遣事業の報告書を展示し、広く町民の皆様へ平和の尊さについて考えていただく機会といたしました。

広島平和記念式典中学生派遣事業の内容としましては、町立中学校の代表生徒を広島平和記念式典に派遣し、戦争の悲惨さや命の大切さ、平和の尊さを学んでもらう広島平和記念式典中学生派遣事業を8月5日、6日に実施しております。中学生たちは、式典参列のほかにも、広島平和記念資料館の見学、同世代の生徒たちと平和について学ぶ研修会などに参加しております。派遣前には事業に伴う交流会を開催し、被爆者の方からの講話をしていただき、機運を高めるとともに、派遣後は文化祭などで広島平和記念式典中学生派遣事業の報告会を開催しております。

戦争体験者講話の内容としましては、後世に戦争の記憶を語り継いでいくため、今年度は8月21日にエフエムななみヨシヅヤJR蟹江駅前店サテライトスタジオにて、愛知県原水爆被災者の会理事長の金本弘氏を語り部にお招きし、被爆者の方の生の声で戦争の体験を語っていただきました。

また、広報紙による啓発としましては、当該事業の取り組みを広く町民の皆様へ紹介するとともに、平和の尊さについて考えていただく機会とするため、町広報紙「まちから」で毎年平和祈念事業の取り組みとともに、広島平和記念式典中学生派遣事業に参加した生徒の感想文や活動内容を掲載しております。

また、令和2年度には特集を組みまして、「戦争の記憶」として、戦時中の蟹江町の紹介と蟹江町民の方の戦争体験者の声をインタビュー形式で掲載しております。令和4年度には、特集としまして、語り部の方取材し、被爆者による体験談を、こちらもインタビュー形式にて掲載しました。

事業内容の取り組み等については以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、蟹江町で行われている令和5年度の施策をお聞きしました。

それでは、今の答弁であった平和推進事業について伺っていきます。

まず、広島平和記念式典の中学校の派遣事業についてです。

先ほど答弁があったように、中学生たちは、式典のほかにも広島平和記念資料館の見学、また同世代の生徒たちと平和について学ぶ研修も行っています。戦争の悲惨さと命の大切さ

を学びます、素晴らしい事業であります。

そこで、今、中学生の代表が参加しているということですが、この参加している代表の方たちはどのような生徒ですか、お願いをいたします。また、今後この参加人数について、増やすことはできないのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問いただきました。参加している生徒とその参加人数を増やすことができないかについてお答えさせていただきます。

各中学校からの推薦により代表生徒を決定しております。式典に参加できる人数枠が限られているため、両校の代表生徒ということで5名ずつ出席をしていただき、文化祭等の中で全校生徒に報告をしてもらっております。自治体枠も限られており、なかなか今以上の人数をとというのも難しいですので、文化祭などでの代表生徒による報告を通じて、戦争の記憶について、平和の尊さについて、考えてもらう機会としていただくということでご理解のほうをお願いしたいと思います。

参加生徒と人数についてのご質問については以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

各中学校から5名ずつということで、最大10人ということで、これ、確かに広島との関係で枠が結構うるさく言われているんですね。式典へ参加するということがあり、そんな状況になっていますけれども、ぜひとも行きたい方をもうちょっと増やしていただけると本当にいい。事業は本当に毎年あるんですけれども、やめていく市町村もありますので、ぜひこれは続けていただきたいし、人数の確保ももうちょっと、広島市と話し合っていていただけたらいいかなと思います。

それでは、少し教育長にもお伺いをいたします。

ロシアのウクライナ侵略が子どもたちに衝撃を与えている最中であります。戦争と平和についてどう学ぶのかも課題であると思います。先ほどの広島記念式典中学校派遣など、平和教育について、教育長の考えをお願いをいたします。

○教育長 服部英生君

それでは、板倉議員のほうで質問がありました中学生派遣と平和教育についての考えということでお答えさせていただきます。

先ほど、政策推進課長のほうからも、中学生派遣について申し上げました。重なる部分があるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

蟹江町では、平成5年から中学生の広島式典への派遣を、蟹江中学校、蟹江北中学校の生徒で、代表生徒をということで派遣しております。年によって参加人数の推移があったというふうには聞いておりますけれども、現在は先ほどの10名ということで参加しております。派遣前に、生徒会のほうから各クラスのほうに話をして、鶴を折るということで、千羽鶴を

仕上げて、派遣当日に奉納をしてくるという、そんなことを聞いております。

また、派遣後には、先ほどの話にもありましたように、文化祭等で大体15分から20分ぐらいの時間を取って、行った生徒たちが発表をするというようなことを聞いております。核爆弾の恐ろしさだとか、平和の大切さなど、自分たちが見聞きしてきたことを自分たちの言葉で伝えるという、そんな事業として推進をしております。

また、派遣当日、先ほどありましたように、式典には限られた人数しか参加することができませんが、その前日には東海北陸地区や愛知県からは蟹江町だけになりますが、7府県12団体、約130名の児童生徒が集まって、ヒロシマ青少年平和の集いというものを開催し、平和の推進について、あるいは核抑止、あるいはどういうふうにもこの平和の体験を伝えていくのかというようなことをディスカッションをすると。その場に本町からの中学生たちも参加して、ディスカッションをしているというふうに聞いております。もちろん、原爆資料館の見学等も行っている、そんな状況です。

個人観光等で広島へ訪れることも可能ですけれども、やはり平和記念式典に参加するだとか、先ほどの平和の集いのディスカッションに参加するというのは、やはり人数が限られており、全校生徒などという形にはなかなか難しいかとは思いますが、代表生徒だけでも、そういうなかなか体験のできない、そんな貴重な体験をすることによって、そこで得たそういう経験、思い、それを自分たちの声で学校へ戻り、同級生、あるいは上級生、下級生、あるいは家族、あるいは地域の人達に伝えていく、その経験が自分の人生の中ですごく印象に残ったものとして、その後大きくなるにしたがっても、いろんな場でそれを伝えていくことができる、毎年そういう人間が代表で何人かいるということは、非常に大きなことかなということを思っております。

社会科や道徳などで平和教育だとか、そういうことも行う場面もありますけれども、やはり直接見聞きしてきた、そういう代表生徒が、今後平和学習について広く伝えていってくれることを行っているこういう平和事業というのは、今後も大事に続けていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

代表の生徒、これをどう全生徒に本当に伝えて、戦争の悲惨さを受け継いでいくかが、やっぱり平和教育であり、この事業自体、学校としてもいい事業だと思います。

それでは、次に、先ほどの原爆パネル展についてお伺いをしていきます。

8月の平和強調月間、先ほど答弁あったように。広島・長崎の原爆パネル、また戦争に関するいろんな品々を展示しています。毎年図書館での展示であります。答弁によると、月間ということで今年は8月2日から20日までと、いつもより短くなっていますが、なぜ今年は20日までとなったのでしょうか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

図書館での展示期間が短くなっていたことについてお答えさせていただきます。

例年8月の平和強調月間に合わせて、8月の間、原爆パネル展を開催しておりますが、今年度は図書館の空調設備改修工事に伴いまして、ギャラリーが9月1日から展示利用できなくなるということがありましたので、図書館側と調整させていただき、8月2日から20日までの期間で原爆パネル展を開催させていただきました。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

前にちょっと説明が、図書館の空調設備のせいで、そのことの関係で、通常だと月末までやっていたのを、急きょ20日まで、今年度に限りですよね。

では、もうちょっと原爆パネル展について伺っていきます。

昨年、被爆者行脚、毎年訪問しています。町長にも挨拶をして、そのときに、広島市立の基町高校の生徒と被爆体験証言者が共同し、証言者の記憶に残る被爆時の光景を、高校生が絵を描き、当時の状況を伝える原爆の絵の作成に取り組んでおり、貸し出しもやっているのので、活用をお願いしますと紹介したところ、今後検討させてくださいという回答がありました。

この高校生による原爆の絵の活用、現時点でどうなっているのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました広島市の高校生の被爆の絵の活用についてお答えさせていただきます。

先ほど議員からもお話がありました、被爆者行脚の際に、愛友会の皆様からご提案いただいた広島市の高校生の被爆の絵については、今年度は、申し訳ありません、調整不足のため、パネル展に間に合うことができませんでした。

代わりではございませんが、愛友会の方にヒロシマ・ナガサキ被爆体験手記集をお借りしましたので、今回パネル展ではそちらの被爆体験手記集を展示させていただきました。

来年度につきましては、広島市の高校生の被爆の絵を活用できるよう、再度取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

来年度に向けてということで、私も広島市の平和記念資料館にちょっと問い合わせしました。複製画のセットの貸し出し、また印刷用のデータの貸し出し、画像データの提供、原画の貸し出しをやっていて、使用料無料なんですよ。往復にかかる運搬料、郵送料ですけれども、これのみ経費だということでありました。この点について認識しているのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

広島平和記念資料館のほうに、印刷用データの貸し出しがあることは認識しております。また、パネルの説明用のテキストデータも無料で貸し出ししていただけるということも確認が取れていますので、来年度はそちらのほうからお借りし、展示できる方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

前向きじゃなくて、ちゃんともう少し具体的に検討して、やっていただきたいと思います。

実際この取り組み、被爆者の高齢化する中で、被爆の実相を絵画に描いて後世に残すこと、そして絵の制作を通じて高校生が被爆者の思いを受け継ぎ、平和の尊さについて考えることを目的にしていると聞いております。来年度に向けて、蟹江町でもこの絵の展示をぜひともお願いしたいと思います。

原爆パネル展についてもう一点、お願いしたいと思います。

今後、多くの町民に知っていただくためにも、展示場所の移動、今、先ほど答弁あったように、図書館のみでの展示です。この展示場所の移動や、増やすことはできないのか、お願いをいたします。例えばJRの蟹江駅、この自由通路にできないのでしょうか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

パネル展の展示場所についてお答えさせていただきます。

毎年8月の平和強調月間に合わせて、議員がおっしゃるとおり、図書館の2階ギャラリーで原爆被害の悲惨さを伝えるパネル展を開催いたしております。最近では、令和3年度に一度、産業文化会館1階企画会議室にて、ヒロシマ・ナガサキの原爆パネル30点に加え、蟹江町の戦争に関する資料45点を加えて、合同開催ということで平和祈念展というのを開催いたしております。町民の皆様は、戦争の悲惨さや命の大切さを考える機会を設けるとともに、後世に記憶を引き継いでいくため、今後も効果的な展示方法を模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、今、令和3年度に産業文化会館で合同開催したよということですか。これをもっと、本当、町民の皆さんに、図書館だと図書館に向いて見るということしかできないと思いますので、そこで多くの方が利用している駅の自由通路でできて、コンコースに飾れないのかということもちょっとお伺いしたいと思います。

これについては、実際に本当にできるものなのか、産業建設部長に聞いたほうがいいのか、お願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、自由通路を管理しております産業建設部よりお答えをさせていただきます。

自由通路の管理運営につきましては、J Rと管理協定を結んでおります。その中の内容としましては、まずJ Rの業務上、支障になるような行為は禁止をすること、あともう一つ、一時的なイベントであっても、J Rとの協議が必要であるということがうたわれております。

また、もう一つは、J R自由通路自体が道路法に基づく道路でございますので、道路としての安全性、あと機能確保などが求められますので、人を集めるような行為は非常に難しいかなと考えております。

ただ、そのような中で、J R自由通路の中には、ポスターのパネルなどを展示できるようなものが設置してございますので、内容等にはよりますけれども、有効に活用できるような方法があれば、担当部署とその辺は検討をさせていただきます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

道路の関係、町道の関係もあると思います。ぜひとも、何かもうちょっとうまく活用できないのかなと。駅を降りると、蟹江のPRの動画が出てくる、ある程度ポスターは貼ってあるんですけども、もう少しうまくそこを活用して、せっかく自由通路を造ったんですので、お願いしたいと思います。

そうすると、今の話だと、J Rと管理の協定を結んでいます。実際に、じゃ、町として難しいか、もうちょっと交渉したいと思いますけれども、仮にほかの団体、例えば先ほど原爆パネル展で出た愛友会の団体、原水協の団体、平和委員会の団体、いろいろ平和運動に取り組んでいる団体あります。この方々が実際に活用して、道路だからどうだという面があるかもしれないけれども、実際にその辺ってJ Rの許可をいただければできるものなのか、ちょっとその点についてお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

J Rに以前確認したこともありまして、ある程度、そういう団体さんの活動などを自由通路の中でやれないかということも、一度問い合わせがあつて、お聞きしたことがありますけれども、やはりJ Rとしては、人がそこに集客されて、滞るようなことになると、やっぱり業務に支障があるということで、非常に難しいということは聞いております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

なかなか難しい、人が集まるという可能性で、J Rとしては困るよということかな。

では、後々、また後で確認していきたいと思いますが、では次にいきたいと思いません。

自治体の連携で、非核や平和都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目

的とした日本非核宣言自治体協議会や、世界恒久平和実現の寄与をすることを目的とした平和首長会議に加盟しています。実際に、この会議に参加や、自治体間の意見交流を行っているのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

平和首長会議に加盟しているが、参加や意見交換などを行っているかのご質問にお答えさせていただきます。

当町は、平成20年2月に平和首長会議に加盟をいたしました。日本国内における平和首長会議の取り組みについての協議や意見交換、また加盟都市の取り組みについての情報交換などを行われております。

また、去年はコロナの影響で延期されていましたが、「核兵器のない平和な未来を創造するために」をテーマに、広島市で5年ぶりに開催されております。議事内容まではございませんでしたが、基調テーマや記念講演などのプログラムとともに、総会の案内は当町にも届いておりました。しかし、日程の調整等がつかず、参加はできておりません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

愛知県の自治体でも、総会には参加している自治体もあります。ぜひ、多分毎年総会あると思いますので、日程調整できたら、ぜひとも横江町長にも参加をお願いしたいと思います。

それでは、次ですが、忘れつつある戦争の悲惨さを再認識し、町民の平和と意識の向上を図るため、リレー方式で世代を超えて平和について考える機会として、平和リレートークという事業がありましたが、先ほど令和5年度の答弁でもなくなっています。これについて、広島平和記念式典に参加した中学生報告会もあり、よかったと思いますが、今後実施する予定はないのか、お願いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました平和リレートークの実施についてお答えさせていただきます。

平和リレートークにつきましては、令和元年度まで毎年開催しておりました。令和2年度は、当初開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業を中止とさせていただきます。しかしながら、長引くコロナ禍においても、町民の皆様は平和の尊さと命の大切さを考えていただく機会を設け、後世に戦争の記憶を語り継いでいくため、3密を避けながら、広く住民にお知らせできる新しい生活様式に対応した方法として、現在やっております地域のコミュニティ放送であるエフエムななみを活用した戦争体験者講話を事業に変更をいたし、実施しているところであります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

エフエムななみ、愛友会の被爆者の理事長が来てお話をしてくれます。この方も大分年老

いて、今後どうなるのかなという面はあります。

実際に、平和記念式典の派遣事業の中でも、後日報告会、文化祭で報告しているよということもあったんですけども、ぜひ町民の方々にも報告してもらいたいと思いますので、ぜひこの事業を、エフエムななみの戦争の講話もいいと思います。ぜひ復活していただけるように、再度答弁をお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

議員のおっしゃられるとおり、中学生たちの広島平和記念式典派遣事業の報告を一般の町民の方が聞く機会というのは、確かに平和リレートークしかないのかなと思いますので、平和リレートークの再開を再度検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、残り9分。

では、今回一番質問したかったことについて伺っていくんですけども、蟹江町の平和都市宣言あります。蟹江町は、議会の平和都市宣言に呼応し、人類永遠の平和を希求する平和都市であることを宣言すると、都市宣言にあります。

そこで、ロシアの核威嚇の情勢の下、非核を盛り込んだ新たな非核平和都市宣言が、県内、愛知県内でもみよし市や常滑市であります。蟹江町においても、この機運に応えるべきであり、宣言に非核をつけることはできないのか、お聞かせをお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました蟹江町平和都市宣言に非核をつけることはできないかについてお答えさせていただきます。

蟹江町平和都市宣言は、昭和63年11月3日、蟹江町議会の平和都市宣言に呼応する形で、平和への思い、願いを内外に対して示す宣言を行いました。蟹江町平和都市宣言につきましては、宣言中に、「我が国は、世界最初で唯一の被爆国として非核三原則を堅持するとともに核兵器による惨禍が二度と繰り返されないよう、核兵器所有国に対し強く訴え続けていかなければならない」とあるように、既に核兵器のない恒久平和の実現を訴えております。そのため、非核の有無によって理念が変わるものではないと考えます。

当町としましては、戦争のない恒久平和を願い、平和を希求する平和都市宣言の町として、引き続き平和祈念事業に取り組み、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、そして平和の尊さを伝えてまいります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今、答弁があった中でも、蟹江町議会、昭和63年の話です。これね、いろいろ調べました。なかなか資料が出てこない状況でしたけれども、蟹江町議会の平和都市宣言があります。少

し読ませていただきますけれども、「世界の平和と安全は、全人類の願いであり人類生存の不可欠な要件である。このたび、米・ソによる中距離核戦力全廃条約の調印が行われ、史上初めて現存する核兵器削減に一步踏み出したが、核の恐怖の均衡の基本構造は変わっておらず、世界の平和と安全に重大な脅威をもたらし続けている。我が国は、世界唯一の被爆国として、非核三原則を堅持し、全ての核の廃絶を世界に訴え続けていかなければならない。我々は、さらに人類永遠の平和を確立するために、平和行政を積極的に推進すべく、時あたかも町制100周年に当たり、ここに平和都市であることを宣言する。昭和63年9月21日、愛知県海部郡蟹江町議会」、これが、蟹江町議会の平和都市宣言です。

ここで、宣言文の中に、全ての核廃絶を世界に訴え続けなければならないとあります。蟹江町の宣言文にある核兵器所有国に対して、強く訴え続けていかなければならない、この文ですが、世界から核兵器の廃絶を訴える内容が適していると思いますが、どうでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

今、ご質問がありました蟹江町議会の平和都市宣言と、蟹江町の平和都市宣言の違いというところがございますが、先ほどお伝えしましたとおり、非核三原則を堅持し、核兵器による惨禍が二度と繰り返されないというふうに蟹江町の宣言文にもしっかりと記載をさせていただいております。核兵器のない恒久平和を願うという部分について、大きく変わるものではありませんと考えますし、理念が変わるものではないと考えております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ちょっとずれがあるというか、核保有国に対して、核兵器所有国に対して、強く訴えるのと、やっぱり核兵器廃絶、非核をやっぱりもうちょっとアピールしながら、この蟹江町の都市宣言に非核をぜひつけていただきたいと思っておりますし、どんな段取りでやるのか、ちょっと微妙なところもありますけれども、その辺について、町長の考え、ちょっとお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、うちの担当者がお答えをさせていただいております。昭和63年に非核宣言をここに行っております。若干ニュアンスの違いがありますが、平和都市宣言、これが蟹江町の平和行政の基軸になっているのはご理解をいただいているというふうに思っています。

それと、ほかを調べてみますと、近隣でも平和の前に非核というのがついている、かがみです、ついている自治体もあるということを理解はしております。

世界情勢を見てみますと、これには米・ソと書いてありますよね、もう今ソビエトというのは存在をいたしません。しかし、ロシアといういわゆる核保有国、国連の常任理事国であります、大きな国が核の脅威で侵略を今まさに続けているという、これフェイクもありま

すので、我々が今ここで語るようなことではありませんが、一首長、政治家の一員として、我々としてもしっかりと愛知県の町村会にもお訴えをする、これはもうずっと続いているわけであります。ただ、我々小さな自治体が、具体的に何をどうするというについては、この場では明言を避けさせてはいただきたいんですが、行動といたしまして、我々も戦後の生まれでありますので、戦前の話をするという事は遠慮をさせていただきたい。

ただ、先ほど広島への大会に中学生の派遣事業、これはもうずっとやっているということも申し上げました。また、平成25年になると思いますけれども、もう10年前です。沖縄県の読谷村という人口4万1,000人の日本で一番大きな村があるわけでありますが、実はその村とも、今、包括協定を蟹江町は結んでおります。それは、観光交流の面でも、行政交流、文化交流、全ての交流であります。過日、副町長が団長として、8月21日、22日、23日、2泊3日で12人の子どもたちに、これ平和教育の中身が色濃くあります、議員もご理解をいただいていると思いますけれども、最初にアメリカ軍が上陸をしたのが、沖縄県読谷村、そこで悲惨な状況が起きたということも、語り部の皆様方にお話をしっかり聞き、子どもたちが今のこのリゾートである沖縄のイメージが、そういうベースに、悲惨な過去がベースにあったということを理解をしながら、この前、到着して沖縄県派遣事業の発表会ですね、またこれを冊子にして、中学校、我々も、議員さんにもお手元に行くと思いますけれども。

そういうことを10年間積み重ねることによって、平和の尊さ、今現在の平和のありがたさ、そして今後、核も含めてでありますけれども、いわゆる脅して侵略をする戦争をこれから増長するようなことは、この子どもたちは絶対しないだろうという、そういうことを確信を持って、我が蟹江町からそういう子どもたちを輩出をしたいという意味で、施策をやらせていただいておりますので、ぜひとも非核という言葉だけに限定せず、平和行政一環として、平和宣言があるということをご理解をいただければ、我々としてはありがたいというふうに思っております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

平和行政ということで、非核をつければいいという問題じゃないと思います、やはり。実際に、これだけ本当ロシアの話も、ずっとお話してきましたけれども、核威嚇で本当に今どんなふうになっていくのかという状況もありますので、二度と戦争を起こしてはいけない、また核兵器を使っちゃいけないということで、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今、核兵器の話が出ましたけれども、2021年1月に核兵器禁止条約が発効しました。核兵器禁止がされ、1955年、冒頭に言った原水爆禁止第1回世界大会、もう55年から始まっているんです。大会から始まった日本の原水爆禁止運動は、当初から核兵器禁止を掲げ、たゆまない努力をしてきました。こうして広がった世界の人々の運動の努力が実ったわけであります。現在、この条約の署名国92カ国、批准国68カ国と増え続けております。

昨年12月の国連総会では、核禁止条約への参加を求める決議が、5年連続で国連加盟国の6割を超える賛成で採択をされております。昨年6月に開催された核兵器禁止条約の第1回締約国会議は、核兵器の使用・威嚇を明確に非難し、核廃絶の道筋を示したウイーン宣言と行動計画を満場一致で採択し、国連、各国政府、市民社会の結束をつくりました。この会議には、ドイツ、ノルウェー、オランダ、ベルギーなど、核抑止力を掲げるNATO加盟国と、米同盟国のオーストラリアがオブザーバーで参加をし、世界の変化を示しました。

先ほどとちょっと重複するかも、読谷村の話もしてくれました。最後に町長にもう一度お伺いをいたします。

私も参加した原水爆禁止2023年世界大会では、核兵器のない世界の実現に、日本は唯一の被爆国として、人類の生存と相いれない核兵器の非人道性を告発し、核兵器禁止条約に直ちに参加をし、核兵器廃絶を先頭に立って世界に呼びかけることを求める運動を、この世界大会で宣言しております。この点についてどう思われるのか、最後に町長の答弁をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

先ほど来ずっとお話をしておりますが、この平和を維持するというのは本当に難しいことでありまして、人類の歴史は戦いの歴史であります。これはもう歴史が証明をしているわけでありまして、それがいいか悪いかは別として、今現在、ここへ来ているわけでありましてけれども、実際唯一被爆国の日本として、個人的な意見をここで述べるつもりはありませんが、蟹江町の町長として、首長として、やっぱり地域の意見、地域の首長の意見とともども、同じであります。恒久平和を願ういろんな施策はこれからやっていかなきゃいけない。その中で、核だけにとらわれるのではなくて、侵略も含めて戦争というこの二文字を、実はなくしていきたい。話し合いの中で、しっかり恒久平和を願うべき、そういう施策を、国としてもトップダウンで、我々1,741の地方自治体の首長にアピールとしてどんどん上げていただくと、我々といたしましても、非常に前向きな姿勢が堅持できるのではないのかなど。

やっぱり首長の考え方によっては、核の抑止力という言葉を出される方も実はございます。それがいいか悪いかは、これは皆さんの判断するところでありまして。現実にはそういう世界情勢があるということだけをまずはご理解をいただきながら、我々も恒久平和についてしっかりと堅持したいというふうに考えてございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

それぞれの首長の考え、確かにあります。抑止論、いいんじゃないかという首長もいますし、その辺を、じゃ、戦争がどうなのか、核が本当にどうなんだという話を、首長同士でも意見交換しながらやっていただきたいと思います。

それでは、ロシアのウクライナ侵略と核威嚇、抑止力を口実とした西側諸国の核の近代化、

大軍拡が続いております。しかし、現在の情勢は、核対核、軍事対軍事の対応では事態をさらに危険な段階にエスカレートさせるだけであります。平和と核兵器廃絶への転換が必要だと申し上げます。

そして、蟹江町においても、さらなる平和行政を進めていただきたいと要望をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、総務部次長兼税務課長、政策推進課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、安心安全課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

再会は10時30分。よろしく申し上げます。

(午前10時20分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 水野智見君

傍聴される皆様に再度お願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

質問3番 伊藤俊一君の「通学路は安全か!」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○11番 伊藤俊一君

議長のお許しをいただきましたので、11番 新生クラブ 伊藤俊一でございます。

「通学路は安全か!」と題しまして、質問をさせていただきます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震で、ブロック塀の崩壊に巻き込まれる痛ましい事故がございました。蟹江町において、早速通学路の危険ブロック塀の調査をされました。その結果について、後ほどお尋ねをいたします。

また、通学団については、今年の猛暑に対しての対策は、教育委員会として前もって考えが及ぶ状況でなかったのではと思いながらも、何かよい対策はなかったのかと考えさせられるところでございます。大きな事故もなく、各種団体の皆様方のご協力、ご理解をいただき、9月を迎えましたが、安心することなく、今後の猛暑に対する対策は考えておいでですか。後ほどお尋ねをいたします。

また、通学路でもある天王線の大型トラックの通行禁止の要望についての返答は、大型トラックの通行が少ないとの理由で、大型の通行禁止ができないという連絡が入りましたが、

ユネスコに登録をされた須成祭のメインの天王線の天王橋、そこを大型のトラックが通行することが危険であり、数量の問題であるわけがありません。たまに大型トラックが通るから危険であると私は思います。

8月29日、天王線の現場で、県警本部の方2名と蟹江警察署の方1名、そして地元の石原須成区長と私、伊藤俊一が立ち会い、大型トラックが通行禁止になるよう、再度検討をお願いをいたしました。地元の石塚アポロ県議に、最初から要望をし、心配をおかけしていただきましたので、その旨を報告をいたしました。何事におきましても、蟹江町のため、地域のためになるように、私、伊藤俊一共々、粘り強く頑張っまいると思います。

そこで、1つ目の質問でございます。

平成30年の大阪府北部地震について、平成30年9月議会において、私、伊藤俊一が質問を致しました。大阪府北部地震でブロック塀の崩壊に巻き込まれる痛ましい事故がありました。そこで、蟹江町において、先ほども申し上げましたが、早速通学路の危険ブロック塀の現状を知るため、調査をされましたが、その結果を教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、平成30年度に実施した通学路の危険ブロック塀の調査結果ということでお答えをさせていただきます。

大阪府北部地震発生後、国からは緊急的に塀の所有者等に安全点検を行うよう、注意喚起がなされました。蟹江町におきましても、教育委員会により通学路などを調査した結果、安全上、危険と思われる塀が発見されたため、その危険と想定される箇所と通学路を考慮しながら線で結び、重点対策区域として選定をしまして、県の建築担当と町の職員によりパトロールを実施いたしました。

調査方法としましては、目視及びメジャーなどによる簡単な計器を使いまして、1つ目として、塀の高さ、2つ目、塀の厚さ、3点目として、控え壁の有無、4点目として、コンクリート基礎の有無、5番目として、傾斜の有無、6番目、ひび割れ・破損の有無ということで、以上6項目について点検を行いまして、1つでも該当すれば不適合として判断をさせていただきます。

調査結果としましては、町内で143カ所点検を行いまして、そのうち69カ所が不適合と確認をされました。小学校区別で申し上げますと、須西小学校区が38件、蟹江小学校区が15件、舟入小学校区が10件、新蟹江小学校区と学戸小学校区がそれぞれ3件という結果でございます。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

そんなような結果の中で、危険なブロック塀を撤去する、これには任意でしていただく、

強制力が全くないわけでありまして、そういったことについての補助金の制度を創設をしていただきました。5年ほど、それから経過しておりますけれども、補助金の利用状況、これはどんなふうになっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ブロック塀撤去の補助金の創設からの利用状況ということでお答えをさせていただきます。

まず、この補助制度は、平成30年度に創設されましたが、内容としましては、ブロック塀の撤去に要した経費、または撤去したブロック塀などの延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1としまして、10万円を限度額としたものでございます。

この補助制度の利用実績としましては、当初の平成30年度につきましては、10件で84.8メートル、令和元年度は、1件で21.6メートル、令和2年度につきましては、3件で43.8メートル、令和3年度は、3件で51.8メートル、そして昨年度、令和4年度につきましては、3件で9メートルということで、5年間で20件、延長としましては211メートルのブロック塀が撤去されました。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

努力をされたんではないかとは思いますが、まだまだ最初の件数からいうと、まだ危険な場所が相当あるということでございますけれども、これ、なかなか難しい問題がございまして、幅員の狭い道路が特に危険なんです。そういったところのブロック塀を撤去して、何とかご協力いただいたにしても、本来だと、必ず次に何かをやろうとすると、柵でも入れようとする、セットバックをする、これがまたお金がかかるというようなことで、撤去するだけで済まんということで、なかなか事業が進まんということがあろうかと思っておりますけれども、その辺、何かセットバックをしていただかんことには、蟹江町の狭い道路、いわゆる通学路に特に使っている道路なんかは、危険のまま放置される。これを解消するための対策を何か考えておみえになるのか。

これは、セットバックはするものの、石を置いたり、木を植えたり、いろいろして、なかなか事が進まんということに対する対策はお考えになっているのか、その辺ちょっとお聞かせをいただきたい。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

道路幅員が4メートル未満の狭い道路につきましては、家の建て替えのときについては、当然セットバックということをやっただいておるんですが、今、議員おっしゃいましたように、ブロック塀につきましても撤去していただく、その後でフェンス等を立てていただ

くにしても、ブロック塀のあった位置ではなくて、セットバックした位置に設置していただく必要が出てまいります。

ブロック塀の撤去をお願いするようなお宅というのは、庭は土が盛ってあり、庭木がブロック塀に隣接していたりですとか、ところによっては家屋もブロック塀に近い位置にあるなど、ブロック塀を撤去するだけではなく、庭や家屋のほうも撤去などをする必要が出てくるところも多いかと承知をしております。

先ほどお答えしましたように、ブロック塀の撤去に係る補助というものは、上限が10万円ということで、なかなか理解をいただくのは難しいのかなというふうに考えております。実際、このブロック塀の補助金だけではなく、今、狭あい道路対策として助成金のほうも町として制度を持っておりますので、それも併せてより手厚い支援の下で、撤去に対してご理解とご協力をいただけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

いろんな対策を考えていただいて、やっぱり通学路となると、特に何かいい対策を考えていただけると、よりよい社会づくりができるというふうに思いますので、一つ町長、その辺のご指導をお願いを申し上げます。

今後のブロック塀の対策については、新しい考え方をお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、危険なブロック塀の所有者に対しましては、改めてダイレクトメールなどを送付するなど、補助金の制度の周知とともに、危険なブロック塀の撤去に対して、理解を得ていきたいと考えております。

また、調査、全ての区域を実施しておりませんので、していない区域についても、愛知県の建築担当が週に一度、現在町を訪問し、建築物のパトロールというものを行っていただいておりますが、その際に、ブロック塀についても併せてパトロールをしていただき、危険なブロック塀を発見した際には、所有者に対して安全対策等に関するパンフレットをポスティングし、注意喚起と補助制度の周知に努めていきたいと思っております。

ブロック塀は個人の資産でございますので、その所有者の責務において、安全に管理していただくことが前提ではございますが、倒壊の危険があるようなブロック塀であれば、所有者に危険性を認識していただき、補助制度も活用し撤去していただけるよう、粘り強く交渉していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

いろいろな形で努力はされておると思いますが、特にこれからは、児童の通学路については特別監視をしていただいて、皆さん方の訪問ですね、ポスティングじゃなくて訪問をして話を、やっぱり膝詰めでされるというような努力が必要ではないかと、そんなふうに思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

5点目の質問でありますけれども、せんだってというより、8月4日、中瀬台地区の方と、教育委員会、教育長も含めて、いろいろと陳情をさせていただいた件がございますけれども、今年のめちゃくちゃな猛暑、これに対しての対策の要望がございましたけれども、どのような要望がございましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました中瀬台の保護者様からの猛暑における対策についての要望内容について、お答えさせていただきます。

まず、ご要望いただきましたのは、登校距離が比較的長く、登校時間が30分以上を要する保護者の方々からのご意見でございました。内容につきましては、昨今の異常気象による猛暑で、夏の登下校時、特に下校時、小学生の身が危険にさらされているという心配からいただいたものでございます。

内容といたしまして、いくつかございますが、お散歩バスを利用し、一定期間、スクールバスの運行ができないのか。熱中症警戒アラートが発令された場合には、お迎えの許可ができないのか。あと、お迎えの許可が出た場合につきまして、保護者同士で乗り合わせの下校はお許しいただけないだろうか。ランドセルの背当ての保冷剤を下校時も使えるように、冷凍庫の設置をしてもらえないだろうか。体への負担軽減となるランドセルではなく、リュックサックの使用を許可してもらえないだろうか。メッシュ地の黄色い帽子の着用、また空調服の着用の許可などがご要望としていただきました。

保護者のお気持ちといたしまして、当然予算が伴うこともありますので、なかなか難しいことも承知はしています。ただ、すぐ実現するとは思っていませんが、熱中症が原因で子どもの身が危険にさらされることのないように、どうぞ検討をしてくださいとの内容でございました。

以上です。

○11番 伊藤俊一君

そういった要望があった中で、教育長も同席をしておみえになりまして、どんな点について回答ができたんでしょうかね。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご要望を受けて、まだ9月からも続く暑さに対してどのような対策ができたのかというところで、お答えをさせていただきます。

今回、ご要望をいただきまして、まずは要望の要因となりました現地、特に登下校通学路

なんですけれども、そちらのほうを確認させていただきました。そして、9月以降も1学期のような暑さが継続されるということが予想されましたので、ご要望いただいた中で、すぐできるものと、予算の確保が必要なものというのを仕分けをさせていただきまして、ちょうど8月21日が出校日でございましたので、そのときに合わせて、今すぐできる登下校時の暑さ軽減対策というものを作成させていただきました。学校に対して配布していただくように働きかけました。

その内容といたしましては、まず体温を下げる対策といたしまして、通気性のいい衣類や速乾性の高い衣類、そんな着用をお願いしますというところ、あと日傘の使用の許可、夏用の帽子、首元を冷やすネッククーラーなどを使用させていただいて構いませんという内容を記しました。

2点目といたしまして、体への負担を減らすというところで、ランドセルに代えて、ご要望いただきましたように、リュックサックの使用の許可、そして繰り返しになるんですけれども、再度のアナウンスにはなったんですけれども、家庭学習で使用しない教材などの学校保管、こちらについても再度周知をさせていただきました。

そして、その他といたしましては、お子様に対して小まめな水分補給をしてくださいということをお願いすること、また多めの水分をご用意していただくこと、水分がなくなった際には、学校に申し出ていただくこと、また登下校中に体調不良を感じた際には、こども110番というものがございますので、そちらに駆け込んでいただくこと、そちらについてをお知らせさせていただきまして、ご家庭の中でできるところから現在取り組んでいるところだと認識しております。

特に、ランドセル登校に関しましては、9月、2学期が始まりましてから、ちょっと様子を見させていただきまして、やっぱりランドセルの重量というのが体への負担が大きいですので、リュックサック登校をする児童の姿も何人か見られております。現在は、夏休み前ほどの暑さはないんですけれども、こちらにつきましては、今回のご要望につきましては、今年度のみと捉えることなく、次年度以降への引き続きの課題であると認識しております。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

ありがとう。

いろいろと動いていただいて、答弁をいただきました。

それ以外に、通学団の旗振りというのか、パトロールをされる老人会の方とか、パトロール隊の方とか、また役場の職員の方とか、通学団を見守るという立場でいろいろおやりになっている。そういったことは、大体どんな程度の頻度でやってみえるのか、把握してみえますか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

先ほどのパトロール隊、見守り隊というところにつきましては、詳しく把握はしていないんですけれども、地域によって違いが多少あると思います。登校のときだけ付き添う地域もありますし、登下校ともに本当にボランティアの見守り隊の方が付き添っていただいている地区もあるというようには認識しております。すみません。

○11番 伊藤俊一君

これは、安心安全課のほうでは、あまりそういうことは把握していないんですか。

○安心安全課長 綾部 健君

ただいまの児童の見守りについてお答えさせていただきます。

見守りにつきましては、各小学校単位でスクールガードという、こういった団体がございます。これは各小学校ごとに活動は違いますが、主に一斉下校、それから集団登校、こういった際に、地域の方々が自主的に、自発的に子どもたちの見守りをしていると、こういった団体がございます。

○11番 伊藤俊一君

ちょっと聞こえづらい。

○安心安全課長 綾部 健君

各小学校ごとにスクールガードという、こういった団体がございます。これは、各団体ごとに活動は違いますが、登下校時、こういった集団で下校する際に、地域の方々が自発的に見守り活動を実施していただいております。

以上でございます。

○11番 伊藤俊一君

全くその辺の通告はありませんでしたけれども、自主的に各地域の方、老人クラブだとか、父兄の方だとか、家庭の事情でいろいろあると思いますけれども、私も龍照院で女房の車椅子を引いて、10年ぐらい、雨の日も、風の日も、雪の日もやりました。これ、やっぱり私は女房が車椅子生活だったからできた。不思議に思う。だけれども、いくら健康な方でも、気持ちが悪かったらそういうことはなかなかできんですよね。その気持ちというのか、気概というのか、何かいい策があって、各地域で見守りをただ老人クラブに任せるんじゃなく、パトロール隊に任せるんじゃなくて、また職員に任せるんじゃなく、学校に任せるんじゃなくて、自主的にその地域で話し合っ、当番を決めて、何かいい策がないもんだらうか。

私でもできた。しかも、1カ月や2カ月じゃない、10年近く続けることができた。私1人じゃなくて、車椅子引いてできたという、私は目立つためにやっていたわけじゃなく、恥じることなくやっていたわけでもない。そういった精神で、地域で1人、2人、3人とあれば、自然に通学団の事故もなくなるでしょうし、何かその辺で、地域で話し合いの場をつくってあげる、これは行政の仕事ではないか、そんなふうに思いますので、よろしくお願いを申し

上げたいと思います。

それと、先ほど教育次長も答弁がありました、9月になってもこの暑さはまだ続いております。猛暑に対する対策、大体先ほどもお答えになりましたので、その件につきましては割愛をさせていただきます。

7番目でございます。通学路でもある天王橋の大型トラックの通行禁止、これについての要望が、大型トラックの通行が少ないとの理由で却下された。これは、私自身、真剣に地域のため考え、県会議員まで引っ張り出してお願いをした。なのに、車が、大型トラックが通るのは少ない、そんな理由で却下をされた。納得がいかん。そんなことで、県警本部から2人、蟹江署より1人、須成区長、石原さんと、私、伊藤俊一が現場で話し合うということをしたしまして、何とかいい形で通学団の皆さんも安心できる。また祭人（さいと）という立派な須成祭、ユネスコにふさわしい建物もできた。蟹江川の右岸左岸の堤防もすばらしい状況になった。そんなメインの天王線、これに大型トラックが通って、なぜ禁止に、数台しか通らんのでできないんだと。

そんなことで、いろいろと議論をいたしましたけれども、結果、県警本部からもおみえになり、蟹江署からもおみえになって、話し合いがある程度のところまで来たのではないかと。どうも話によると、県警本部からも町長のところまで挨拶におみえになったように聞いておりますが、そういった中で、私が安心安全課長に立ち会いを求めなかった。なぜなんだと。これは簡単に、課長、車が少ない、大型トラックが通行するのが少ないという理由で断られた。却下されちゃった。そんなことで、我々議員として納得いくわけがない。

そういったことで、石塚アポロとも相当議論をやりまして、県警本部から、どうしても話をすると出かけていただいたというようなこともありましたけれども、私は安心安全課長をないがしろにするつもりもないし、最初の窓口はあなたでしたから、そういったことについて、やっぱり却下されたと、それは受け止めな、立場上いかんかも分からない。真っ先に私に報告すべき、もう駄目だと。区長にも言った、区長が言いに来た。やっぱり駄目らしいわと。やっぱり駄目、そんなことで納得してもらっては困るわということで、あなたを仲間外れにしたわけでもなく、まずは我々、区長と力を合わせて、県警に物申そうということにいたしましたので、悪う思わんでちょうだい。別に、のけ者にしたわけでも何でもない。

しかし、先ほど私が申し上げたように、やっぱり報連相ということ、私がいつも言う、これが大事なんだ。結果はもう出てまったで、しょうがないで、言うだけ言ってごめん。それで終わっては蟹江町もよくならんし、地域もよくならんという思いで、頑張っておりますよ。一緒になって頑張りましょう、そのことは。

とにかく、天王線というのは、今までもよく、政策推進室長、黒川さんのときによく言った。あそこを歩け歩け、JR近鉄のハイキング、あそこを通してもらえなんだ、天王橋を祭人（さいと）から龍照院、天王様へ行っていかなんかということがあって、御葭橋まで、ぐるっ

と回って公民館、左岸堤をまた龍照院、富吉建速神社まで行かないかんということが、以前現実にあったわけだ。僕がそれでいろいろ議論した。そういうことを皆さん聞いてみえるわけだ。聞いてみえたら、これは歩け歩けでも橋が渡れんのだ。大型トラックが通ったらどうなる。そういうことをよく理解をしていただいて、これからも行政に携わっていただかないと困るわけで。

どうも、県議員がこの地域には2人みえるわね。これ、2人使ったら、ややこしなるんだ、私の考え方は。私は石塚アポロ県議に委ねようと思ってやったことが、そんな軽い返事しかもらえんようなことではいかん。というようなことで、いろいろ議論をしましたけれども、結果、いい形になれば、さすが蟹江町、横江町長と、話し合いを県警がしてくれたなど、そんなふうに思って安心をできるわけですが、これも乞うご期待ということでもあります。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

質問4番 三浦知将君の「防災情報伝達手段について」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○7番 三浦知将君

7番 三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従って、防災情報伝達手段について、質問させていただきます。

関東大震災から100年が経過し、関東大震災に関する特集が、改めてテレビやイベントで数々と取り上げられています。我が国は、災害大国と言われることもあり、災害の発生件数から見ると、台風、地震、洪水の順番に挙げられます。その他にも土砂災害、竜巻、火山、雪などの災害も挙げられ、自然災害が発生しやすいため、常日頃から行政や民間団体を主体として、防災に対する市民の意識を高める働きはしていると思います。

その中でも、9月1日は防災の日として、8月30日から9月5日までは防災週間として制定されており、毎年災害対策を怠らないように啓発がされております。先月にも、我が町蟹江町でも防災訓練として行われました。市民の意識を高め、市民個々でも準備を整え、いつ災害が起きても対応ができるように防災対策を行っていき、また地震などの突発的な災害、台風など予想された災害時には、防災情報を早く正確に市民に伝える必要があると思います。

そこで、防災情報にも種類があり、例えば地震が発生した場合においては、地震の規模や震源地などの情報が提供され、特に緊急地震速報においては、地震の発生を予測して、揺れの大きさや到達時間の情報を知らせることになります。そして、自らの身を守ることと、列車のスピードを落としたり、工場等の機械制御を行うことに活用されます。大雨や防風など

の大雨警報、洪水警報などの情報もございます。その情報に基づき、市民の行動を判断するための支援をします。

また、避難情報により、避難所の場所や避難方法に関する情報も提供されます。これらの防災情報を正確に受け取り、適切に行動することは、災害から自身や家族、財産を守るために非常に重要だと思われま

す。そこで、今まで述べた防災情報の伝達手段についてお聞きしていきたいと思

います。まずは、伝達手段の一つとして、防災行政無線という言葉を目にするこ

とがあります。防災行政無線とはどのようなものか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災行政無線についてお答えいたします。防災行政無線とは、自治体における防災に関する業務に使用することを主な目的として、災害時や平時において、役場から住民等に対して直接かつ同時に情報を伝える同報系防災行政無線と、行政機関内の通信手段である移動系防災行政無線の2種類に大別されます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。

市町村の防災行政無線は同報系と移動系、2種類に分けられ、同報系防災行政無線としては、屋外拡声器や戸別受信機を介したりして、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムだということで、移動系防災行政無線としては、車載型や携帯型の移動局と市町村役場との間で通信を行うものであり、同報系が市町村役場と住民との通信手段であるのに対して、移動系は主として行政機関内の通信手段といえることが分かりました。

そこで、私たちがよく目にするのは、前者だと思います。そこでまた、質問をさせていただきます。

現在、防災行政無線が配置されている箇所はどちらにあるのでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災行政無線が配置されている箇所についてお答えいたします。

同報系防災行政無線に関しては、蟹江町役場に親機が設置されております。ここから蟹江町内の49カ所に設置されている子局より放送を行います。これに加えて、戸別受信機が小中学校をはじめとした避難所等に11カ所設置されております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

それでは、防災行政無線は、災害時や緊急発生時に地方自治体や関連機関から向けて情報を伝達するというこ

ですが、地域ごとにも異なる情報を提供する必要もあると思います。特定の地域に適した情報を伝えることもできると思います。地域の特性や緊急性に応じた対策が可能だとも言われております。

また、緊急時の避難指示や行動ガイドラインとして、防災行政無線を通じて避難指示、避難所の場所、安全な行動ガイドラインなどが提供され、市民の適切な行動が促されます。防災行政無線は、市民の安全と生命を守るために、非常に重要なツールであり、災害時の情報伝達と行動指針の提供に役立っております。

ここで、また質問させていただきます。

こちらの防災行政無線なんですけど、いつ、どのような経緯で配置されたのか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、いつ、どのような経緯で防災行政無線が配置されたのかについてお答えいたします。

昭和50年代初頭にかけて発生した風水害や地震を契機に、災害時に住民に対して、遅滞なく情報伝達の必要性が求められ、当町においても昭和60年度に防災行政無線を整備いたしました。

その後、既存の防災無線は、設置から33年が経過したことにより、老朽化及び修理部品の確保が困難になってきたことや、防災設備の規格であるスプリアス対応として規格に適合するよう基準を満たすために、同報系防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式へ更新して整備をしております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。

昭和60年に設置され、特に屋外拡声器に関しては、配置はあまり変わっていない、変わっていないとは思いますが、家やマンション、ビルが建ち、屋外拡声器が配置されたときと現在は環境が変わり、当初と状況は変わっていると思います。

その中で、防災無線付近の騒音や防災無線同士のハウリングが問題になるとは思いますが、そのあたりは、無線の向きを変えたり、試行錯誤して多くの市民に聞こえるように工夫をされていると思います。屋外拡声器としての難点は、窓を閉め切っている状態で、さらには雨や風の音が大きい状態だと聞こえにくいことだと思います。

そこで、少し話は変わりますが、まずこの防災行政無線の整備や点検は、いつ、どのようにされているのでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災行政無線の整備や点検についてお答えいたします。

日々の点検については、昼のチャイムと合わせて、子局から折り返し送信を行うことによって、機器の異常がないかを確認しております。また、年に1回保守点検を行っており、目視による破損や緩み、断線などがいないかを確認する外観点検と、電波の送受信、バッテリーの電圧測定など、機器を使用しての動作点検を実施しております。これらに加えて、停電時にも継続して機器が稼働できるよう設置されている蓄電池の交換など、耐用年数に応じて、交換が必要な部品等に関しましても、その都度交換をして、整備しております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

防災情報を伝達する必要があるときに、使用できなくては意味がないと思います。日々の点検や保守点検は大変重要なことだと思います。

そこで、防災行政無線は電気が動力となっていると思いますが、こちらはどのような状態になっても使用はできるのでしょうか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、どのような状態でも使用できるかについてお答えいたします。

防災行政無線は、停電時でも使用できるように、親局には無停電電源装置が接続されており、役場の非常用発電設備に切り替わるまでの間、稼働できるように整備しております。子局につきましては、それぞれのスピーカーごとにバッテリーを設置しております。

また、浸水等の対策として、親局を庁舎2階に設置しており、子局は浸水を考慮した高さへ制御盤を配置するなど、浸水被害が発生した際でも影響を受けないような構造となっております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

防災行政無線は、どのような状況においても情報を受信、発信できるということで、こちらは災害時にとっても頼りになる存在だと思います。

そこで、防災行政無線の年間の整備費とか、維持費とかは、お金がかかることだと思いますが、こちらの費用等を教えていただきたいと思います。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災行政無線の年間整備費・維持費についてお答えいたします。

防災行政無線の主な整備費・維持費といたしましては、令和4年度においては、保守点検費用として324万5,000円、電気料金として1年間、33万880円を支出しております。これに加えて、耐用年数に応じた部品の交換が定期的に必要になってまいります。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

そうですね、防災行政無線はもちろん機械であるので、こちら、お聞きすればよかったです。

ですが、そもそもこの寿命というものはあるのでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災行政無線の寿命についてお答えいたします。

防災行政無線については、重要機器のうち、親機本体の無線設備、大型モニター、無停電電源装置がありまして、屋外子局については、各種スピーカー、バッテリーなど様々な機器で構成されており、それぞれの機器で耐用年数が異なってまいります。これらの機器は、より長く継続的に使用するために、毎年の保守点検と耐用年数に応じた整備を行っております。以上でございます。

○7番 三浦知将君

それでは、防災行政無線の設備の種類とか運用状況によって、寿命が大きく異なってくるということで、やはり設備の点検や保守、更新に関する計画とか、そちらを作成していただき、こちら点検だけではなく、デジタル化などの技術の進歩や規制の変化に対応できることも重要だと考えております。また、必要に応じて、専門家のアドバイスを受けることもしていただけたらなとは思っております。

また、今まで主に屋外拡声器とか、そちらの防災行政無線について質問してきましたが、防災情報をほかに知る方法とか、またお届けする方法というものはあるのでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災情報をほかに知る方法についてお答えいたします。

その他の方法といたしましては、防災情報メール、町のホームページ、エフエムななみのテレビデータ放送、ケーブルテレビのL字放送、防災情報アプリなどがございます。

さらに、放送が聞こえづらい、聞き逃した方のために、放送内容を聞き直す同報無線ダイヤルという機能がございます。指定局番に電話をすることにより、放送から24時間以内の内容を聞き直すことができます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

ありがとうございます。

今、申し上げていただいた様々な情報で、防災情報を収集できるということなんですけれども、その中で、もうちょっと具体的にお聞きしたいことがあるんですが、防災情報メールというものがあるんですが、現在そちらはどのぐらい登録されているのか、また防災情報アプリというものはどのぐらい普及しているのか、ご存知だったら教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました防災情報メールの登録数と防災情報アプリの普及についてお答えいたします。

防災情報メールの登録数ですが、現在約2,200人の方に登録をいただいております。

次に、防災情報アプリの普及率については、蟹江町の町民のみを対象としたアプリではないことと、ユーザー数をシステムからカウントすることができないため、どのくらいの方がご利用になられているか、詳細は把握しておりません。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

防災情報メール、あとはアプリですね、私も登録、ダウンロードをさせていただきました。蟹江町のホームページを見て、特にアプリをダウンロードしたんですけども、まずは8月15日、台風が来たときなんですけど、こちら気象警報とか注意報とかの通知が来ました。発表中の警報・注意報はとてもシンプルで分かりやすく表示されたんですけども、もちろん、こちら解除されたときも同様に、シンプルで分かりやすいなと思いました。

また、先月の防災訓練の緊急地震速報、同報無線の通知と一緒に通知されたことなんですけども、こちら行政との情報も連動されていることなんだなというの分かりました。

ただ、やはりこのアプリがどのくらい普及しているかというのが分からないので、本当にその効果というのが分からないので、そのあたりもまた調査とか、もし機会があれば、していただければなと思います。

また、防災行政無線に関して、戸別受信機というものがあるんですが、蟹江町内にこの戸別受信機というのはどのくらい普及されているのでしょうか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました戸別受信機の普及についてお答えいたします。

戸別受信機の設置場所としては、小中学校に7カ所、中央公民館、図書館、産業文化会館、希望の丘など11カ所に設置し、緊急情報及び避難所運営での必要な情報を送信しております。

また、戸別受信機については、一般の住民の方向けには設置していない状況でございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

蟹江町では、先ほどの公の機関では戸別受信機が普及されているということなんですけども、一般宅では普及はないということで、これは、ほかの自治体では普及されているところもあるんですが、やっぱり蟹江町として、戸別受信機は一般宅には必要がないとか、そもそも住民の方が要望することがなかったとか、費用がかかってしまうとか、理由がいろいろあると思います。

ちなみに、この戸別受信機を設置する際にかかる費用というものがあれば、どのくらいかを教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました戸別受信機を設置する際にかかる費用についてお答えいたします。

戸別受信機を設置するにあたり、役場周辺から離れた場所に設置する場合は、外部アンテナ

ナが必要となり、本体と外部アンテナの設置工事の費用を合わせて、1台あたり30万円程度かかる見込みでございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

いつ、どこで災害が起こるかというのは分からないんですが、通勤通学中であったり、買い物中であったり、仕事中にも、就寝中にも、あらゆる場面でこちら災害が起こることを想定しなければいけないと思います。外部アンテナを立てるということで、こちら、一般宅に設置するにはかなりの費用というのがかかるなというのは、今、個人的な感想なんですけれども、そこまでして一般の方が負担して設置するのは難しいと思います。

なんですが、ほかの自治体では、取り付け費用が無償であったりとか、静岡県浜松市では、戸別受信機というのを無償で貸与するということがありますので、またそういった方法もあると思いますので、ご検討していただければと思います。

また、こちらの防災行政無線についてなんですが、聴覚障害者の方に防災情報を伝達する方法はどのようなものがあるか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました聴覚障害者の方に防災情報を伝える方法についてお答えいたします。

聴覚障害者への防災情報の周知方法といたしましては、文字による情報配信を基本に、防災情報メール、町のホームページ、テレビのデータ放送、ケーブルテレビのL字放送、防災情報アプリなどがございます。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

防災情報を収集する際に、今申し上げていただいたホームページ、メール、テレビ、アプリなど、特定の受信機で利用することは可能だと思いますが、情報の拡散が限定されるという可能性もあります。例えば情報を受信できない人々へのアクセスや障害者・高齢者の情報提供への制約があることも考えなくてはいけないかなと思います。

例えば屋外において、デジタルサイネージなどを使用して、視覚で情報を伝える手段も何かいろいろあると思うんですが、そのような手段、方法はあるのでしょうか、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたデジタルサイネージなど、視覚で情報を伝える方法についてお答えいたします。

当町においては、屋外に配置しているデジタルサイネージは、JR蟹江駅の自由通路と希望の丘の2カ所ですが、希望の丘は平成27年度に自動販売機会社と支援協定を提携しており、平時においては天気予報などが表示されております。災害時は、気象庁と連動して、緊急地

震速報や大津波警報の発表に対し、音と光と映像で災害情報をお伝えしております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

デジタルサイネージというのは、災害情報等を文字と、あるいは映像とか、音とか、視覚情報で伝達する装置だと思います。文字のみを表示する装置から、大きな大画面で映像、音声を表示するとか、いろいろな種類があると思います。特に、人通りの多い場所とか道路などで災害情報を伝達するのに効果があるというふうにも言われております。

先ほども申し上げましたが、いつ、どこで災害が起きるかは分かりません。デジタルサイネージの設置場所の選定とか、通知情報内容については、視聴対象者に合わせた伝達情報とすることが効果的であると、状況に応じて十分に検討していただく必要があるかなと思います。

それでは、最後に質問をさせていただきます。

防災情報を伝える方法は、様々今教えていただきました。情報を早く正確に伝えるために、蟹江町がこれから行っていく予定の事業があれば、教えていただきたいです。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました蟹江町がこれから行っていく予定の事業についてお答えさせていただきます。

災害時、タイムリーに防災情報を伝える手段としては、防災行政無線をはじめ、防災情報メールとなりますが、携帯電話の普及により、情報通信技術を活用した多種多様な防災情報の発信の必要性が求められております。現在は、新たな事業の計画はありませんが、今後、災害時に情報通信技術を活用した情報配信方法を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 三浦知将君

お答えいただきありがとうございます。

蟹江町が、今質問したことも含めて、様々な取り組みをされているということも分かりました。防災行政無線について、情報伝達の多様な手段を組み合わせる利用することが最適かなと思います。また、情報についても、日本語の言葉や文字を理解できる方にはいいかもしれませんが、蟹江町には外国の方の人口も増加しつつあると思いますので、言葉や文字に不慣れた市民や外国人居住者にとって、理解が難しい場合もあると思います。これからの課題として、多言語でも対応できるように、防災情報伝達手段を考える必要も出てくるかと思えます。

情報のアクセスの可能性、言語対応、災害時の情報適切性など、市民の多様なニーズに対応する方法を検討することが重要だと思いますので、今後ともご検討のほど、よろしく願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の退席と、保険医療課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前11時36分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時37分)

○議長 水野智見君

質問5番 山岸美登利さんの「障がい者支援について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は、障がい者支援について、順に質問をいたします。

平成25年、2013年6月に障害者差別解消法が制定され、国や地方公共団体等に対し、障害者から意思の表明があり、実施に伴う負担が過重でない範囲において、合理的配慮を行うことが義務化され、平成28年、2016年4月から施行されました。不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供の義務が重要なポイントとして挙げられており、今回、令和3年、一部改正により、この改正法により、令和6年4月1日から事業者も義務化されることになりました。

そこで、初めに、差別をなくし誰もが共に安心して暮らすことができるまちづくり、理解促進への周知について、本町ではどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました取り組みの状況についてご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、平成30年4月1日に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する蟹江町職員対応要綱を施行し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、ホームページで周知をしております。

2点目としまして、12月3日から12月9日までの1週間が障害者週間であることを、12月広報で周知をさせていただいております。

3点目としまして、保険医療課の窓口でヘルプマークを配布しております。ヘルプマーク

とは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークのことです。

また、4点目としまして、障害者差別解消法に基づく接遇の職員研修を開催をしております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

様々なサービスの提供、環境の整備・改善等、住民に対する継続的な取り組みの進捗をいたしまして、現在の住民の認知度についてはどのように感じておられるのか、お尋ねします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問にございました住民の認知度についてお答えをさせていただきます。

障害者差別に対する取り組みの認知度は、個人によって認識の差が大きいため、周知方法を含めて努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

差別をなくし、誰もが安心して暮らすことができるよう、理解促進への周知、取り組みについてお聞きいたしました。

次に、意思疎通の取り組みについてお伺いいたします。

愛知県は、2016年10月に手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、選択の機会の確保と利用の拡大を図ることとしています。役場や病院などの窓口、日常の買い物、また災害時など様々な場面において、意思の疎通にご苦労されている方々は、視覚・聴覚に障害がある方だけではなく、見た目では分からない内部障害、病気や高齢の方々、日本語の苦手な外国人の方など、多くいらっしゃいます。

また、コロナ禍においては、マスク着用によって表情や口の動きが分からず、思うようにコミュニケーションを取ることができないという状況がありました。長引くコロナ禍では、国や県を含めた本町でも、様々な対策を進める中、住民生活に大きな影響を及ぼす貴重な情報も多く、郵送や広報紙はもちろん、防災無線や広報車、ウェブサイトなど、1人でも多くの住民の皆様に、スピード感を持って正確な情報発信に努めてくださったことと思います。

しかし、コロナ禍で人と会う機会が減ってしまった障害者にとって、その障害の特性や暮らす環境によって、情報格差が出ている現実もありました。

そこで、そのようなコロナ禍だからこそ、個別のケースに合わせた伝わる情報発信、合理的配慮が必要と考えますが、各課からの住民への情報発信について、どのような取り組みが

なされてきたのか、お伺いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまご質問にございました住民への情報発信の取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず1点目としまして、声の広報を実施しております。ボランティアサークルかにかえ音訳グループ「音ごよみ」が、毎月、目の不自由な方のために「まちから 広報かにかえ」を朗読し、「声の広報」としてCDに収録し、お届けしています。CDは、政策推進課窓口、多世代交流施設泉人（せんと）で配布しているほか、図書館ではCDの貸し出しも行っています。町の公式ホームページでも、「声の広報」の音声ファイルを掲載しております。

2点目としまして、「聴く！議会だより」を実施しております。ボランティアグループ「音ごよみ」の方々のご協力により、音声版の議会だよりを作成しています。音声版議会だよりは、蟹江町図書館での視聴、貸し出しのほか、議会ホームページでも聞くことができます。

3点目としまして、手話奉仕員養成講座を開催しております。簡単な挨拶や自己紹介など、手話の基礎知識を学びたい方を対象に、蟹江町、弥富市、飛島村合同で手話奉仕員養成講座を開催をしております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

第5次蟹江町総合計画に、障害者への福祉サービスの施策といたしまして、1つ目に、必要な福祉サービスが利用できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制を充実するとともに、サービス提供体制を確保する。2つ目に、障害者の状況に応じた柔軟なサービスを提供するため、当事者や家族等の意見を聞きながら、適切なサービスの量と質を確保しますとあります。

そこで、窓口業務でのコミュニケーションボードの活用について、3点お伺いをいたします。

1点目に、窓口などにおいて、意思疎通にお困りの方には、どのような方が考えられますか。

2点目に、コミュニケーション手段といたしまして、必要なアプリ等がインストールされたタブレットやスマートフォンを持参される方もおられると思いますが、窓口では現在、意思疎通のためにどのような取り組みをされていますか。

3点目に、その窓口において、絵文字などを使った意思疎通を図ることができるコミュニケーションボードの作成、活用については、どのようにお考えでしょうか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、ただいまご質問にございました1点目のご質問の意思疎通にお困りの方にはどのような方々が考えられますかというご質問についてでございますが、まず1点目として、視覚や聴覚、身体の四肢などに障害をお持ちの方などがおみえだと思われま。2点目としまして、加齢による視力や聴力の衰えがある方。3点目としまして、国籍の違いにより、日常用いる言語が日本語以外の方。4点目としまして、心の病などが原因で、対面によるコミュニケーションが苦手な方などが考えられます。

続きまして、2点目のご質問でございますが、窓口での意思疎通のための取り組み状況でございますが、1点目としまして、外国人来庁者の手続きの際に、スマートフォンのグーグル翻訳機能や総務課で貸し出しをしている自動翻訳機、ポケトークを利用しております。2点目としまして、加齢による聴力の衰えがある方に対して、筆談や大きな声で説明をさせていただいております。3点目としまして、保険医療課や介護支援課の窓口では、通常よりも高さが低いテーブルを一部用意し、障害者や高齢者の方が椅子に座ったまま、窓口対応ができる環境を整備しております。4点目としまして、窓口カウンターに老眼鏡を設置し、文書を確認する際の支援体制を整えております。

3点目のご質問としまして、コミュニケーションボードの活用についてでございますが、コミュニケーションツールの方法の一つとして、まずは民生部で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

様々な方々がご利用される窓口、庁舎窓口業務は、蟹江町の顔であります。窓口におみえになる方が障害のあるなしにかかわらず、その方々の状況に応じた、寄り添った対応をよろしく願いいたします。

ここで、もう一つちょっと質問をさせていただきます。

差別をなくし誰もが安心して暮らすことができるように、窓口対応をされる職員の方はもちろんなんですけれども、全ての職員が障害者差別解消法に関する研修は行われていると思いますが、具体的にどのような内容か、お伺いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、職員の研修ということで、総務課からご答弁させていただきます。

蟹江町の職員研修の中では、障害者差別解消法に基づく接遇研修としまして、外部講師をお招きしまして、昨年度、計2回、1回につき3時間の研修で、職員は1回につき30名程度ですので、計60名の職員に対して接遇を通じた研修を実施しております。

内容については、身の回りにいる配慮を必要とする人を考える。また、自分に何かできることはないか、相手が何を求めているのか。また、自分も将来配慮を必要とする人になることを認識する。そういった内容を含めて、障害のある人への不当な差別的取り扱いの禁止や

合理的配慮の提供について、接遇を通して研修を実施しました。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

先ほどのコミュニケーションボードというのは、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、分かりやすい絵や文字を指しながら、意思を伝えることができるツールであると認識しております。

そこで、災害時などにおいても、意思の疎通が図れるよう、避難所等にコミュニケーションボードを設置してはどうかと考えますが、本町の現状とお考えをお聞かせください。

あわせて、住民が誰でも気軽に使えるように、コミュニケーションボードを町ホームページからダウンロードできるように、URLやQRコードを掲載してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました避難所にコミュニケーションボードの設置についてお答えいたします。

災害時において、慣れない場所での避難所生活では意思疎通が図りづらく、コミュニケーションボードの設置により、サポートする側も、される側も、安心して避難所生活が送れるなど、有効な手段であると考えます。

また、昨今は外国人の方も多く町内に在住されておりますので、あらゆる国籍にも対応できるような多言語化も視野に入れて、コミュニケーションボードの設置とホームページからダウンロードができるよう、検討してまいります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

今回のコミュニケーションボードの活用につきましては、窓口の対応の在り方というよりも、障害のある方にもない方にも分かりやすいツールの普及にあります。実際、意思の疎通にお困りの方は、障害のある方もない方も、また外国人の方も多くいらっしゃいます。障害のある方に使いやすいツールがあれば、それは誰にとっても使いやすい意思疎通のツールとなり、安心にもつながります。特に、混乱が予想される災害時には、大いに役立つツールになります。ふだんの生活から使えるようになれば、もっと暮らしやすくなるのではないのでしょうか。

コロナ禍により、マスク生活を余儀なくされ、口元や表情が見えないことから、コミュニケーションに苦勞しているといった声も聞こえる中で、見ただけでそれと分かる絵文字は、例えばトイレや非常口、案内図など、私たちの生活の中にも多く見られるものであり、その有効性は誰もが知るところです。今後、絵文字により簡潔に意思の疎通を図ることのできる

コミュニケーションが、特別なものではなく、窓口や様々な場面で障害がある人にもない人にも活用される、人に優しい蟹江町として、さらなる普及啓発の推進、取り組みをよろしくお願いをいたします。

○議長 水野智見君

ここで、少し早いですが、暫時休憩とします。

再開は午後1時からです。よろしくお願いたします。

(午前11時55分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○2番 山岸美登利君

愛知県では2021年3月に、意思疎通が困難な方のコミュニケーションを支援するため、コミュニケーション支援アプリを作成いたしました。私もダウンロードしております。このアプリは、聴覚に障害のある方、知的障害のある方、高齢で聞こえづらい方、外国人の方などのコミュニケーションを支援することを目的としており、スマートフォンやタブレットで文字やイラストを指し示すことにより、情報や意思を伝えるための支援をするものとなります。避難所というシチュエーションも設定されており、当該アプリでは障害のある方と避難所運営者の両者が活用できる内容となっております。

そこで質問をいたします。避難者だけでなく避難所運営者側の絵文字もあることから、避難所運営を担う各地域の自主防災会や防災ボランティアの方々への周知啓発とともに、コロナ禍でなかなか開催できなかった避難訓練でも使用してはどうでしょうか、お伺いいたします。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたコミュニケーションボードの周知啓発と、避難訓練での使用についてお答えいたします。

災害時には、災害弱者である聴覚や言語に障害がある方のために寄り添った支援が必要と考えます。今後の防災訓練や防災学習会では、積極的にコミュニケーションボードを活用した訓練を取り入れ、災害弱者に対する支援を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

前向きな答弁をありがとうございます。よろしくお願いたします。

特に、大規模災害時では避難所の混雑と混乱が予想されることから、意思疎通が苦手な方々や高齢者にとって、絵文字を使ったコミュニケーションはとても有益と考えます。

ほかにも、公益財団法人明治安田こころの健康財団が、話し言葉によるコミュニケーショ

ンにバリアのある知的障害や自閉症の人たちが使いやすいコミュニケーション支援のツールの開発と、それが使える地域の環境づくりを目指し、地域での活用と地域の人々の理解を深めるための啓発・普及活動として、無料でダウンロードして利用できるコミュニケーションボードを提供しています。

そこで、既に活用されている自治体もありますが、町ホームページへのURL掲載は自由に使用していいとのことですので、愛知県のコミュニケーション支援アプリと同様に、この公益財団法人明治安田こころの健康財団のURLも町ホームページに掲載してはどうでしょうか、お考えをお聞かせください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

愛知県が障害のある方などを支援するために策定したコミュニケーション支援アプリやコミュニケーション支援ツールを無償で提供している団体のホームページのURLを蟹江町役場保険医療課のホームページに掲載することを検討いたします。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

次に、投票しやすい環境整備と選挙支援カードについて伺います。

不在者投票のうち、住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に滞在している方が滞在先で投票する場合に、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使ってパソコンやスマートフォンからオンライン申請することができます。不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の受付については、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画において、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きといたしまして、衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙などの請求が掲げられたことなどを踏まえ、積極的な実施の検討をお願いする旨の通知が、令和3年4月7日付で総務省自治行政局選挙部管理課から各都道府県選挙管理委員会事務局宛てに発出されております。

そこで、本町における不在者投票の方法及び利用状況についてお聞かせください。

○総務課長 藤下真人君

それでは、蟹江町における不在者投票の方法と利用状況についてご説明させていただきます。

まず、不在者投票ができる方につきまして3点ご説明させていただきます。

まず1つ目、選挙人名簿に登録されている方で他の市町村に滞在している方につきましては、他市町村の選挙管理委員会で投票することができます。

2つ目は、指定病院等における不在者投票についてです。不在者投票所として指定されている病院、老人ホーム等の施設に入院、入所している方は、その施設で不在者投票ができま

す。

3点目に、郵便等による不在者投票です。郵便等投票証明書をお持ちの方が、蟹江町選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって蟹江町に送付することができます。

この郵便等投票証明書の取得ができる方につきましては、不在者投票ができる方として定められている障害等級の身体障害者手帳や戦傷病者手帳をお持ちの方、また介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方となっております。

また、この不在者投票のできる期間につきましては、告示日の翌日から選挙期日の前日までとなっております。

また、この不在者投票方法の利用状況につきまして、併せてご答弁させていただきます。

実績につきましては、いろいろな選挙、種類によってやはり若干ばらつきはありますが、病院等に入院、入所につきましては、国政選挙等では85名程度、実績としまして、前回行われました町長選では72名の方、他市町村に滞在の場合の参議院議員選挙では27名、その他の町長選等につきましてはゼロ名でありました。また、郵便等々による不在者投票につきましては、実績としては全ての投票で4人ないし5人の投票の実績となっております。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

投票用紙の請求については、不在者投票宣誓書兼請求書を記入の上、名簿登録地の選挙管理委員会に原則郵送する必要があるということで、封筒や切手の準備などの手間と時間がかかりますが、オンライン申請サービスのマイナポータルぴったりサービスを活用することで、選挙人は同サービスにインターネットを経由してアクセスし、滞在地での不在者投票の投票用紙等をオンラインで請求することができます。昨年の参議院選挙のときに不在者投票の問い合わせもあり、一定のニーズがあると考えますので、選挙人の利便性を図ることが非常に重要になってくるかと思えます。

そこで、マイナポータルのぴったりサービスを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入についての考えをお聞かせください。

○総務課長 藤下真人君

それでは、マイナポータルぴったりサービスを活用した不在者投票用紙のオンライン請求の導入についての考えということでご答弁させていただきます。

不在者投票用紙のオンライン請求が可能になれば、不在者投票を希望する有権者の利便性が高まりますので、導入について前向きに検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしく願いをいたします。

次に、投票に際し、必要な支援を口頭による申出が困難な方、苦手な方が事前に記入できる選挙支援カードの取り組みについて伺います。

この選挙支援カードというのは、知的障害のある子どもとその家族を支援する札幌市手をつなぐ育成会の提案で生まれました。利用されている方からは、選挙支援カードの導入前は、投票所のスタッフにうまく説明ができずに、投票を諦めて途中で帰ってしまったこともあったようですが、現在はカードで支援が必要なことを伝えることができ、投票所のスタッフに付き添ってもらって1票を投じられているとお聞きいたしました。

そこで、障害者の方などがスムーズに投票できるようさらなる取り組みが必要であると考え、この選挙支援カードを導入する考えはないか、お尋ねいたします。

あわせて、冒頭で質問いたしました意思疎通が困難な方のための便利なツールでありますコミュニケーションボードの活用についてもお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、障害者の方などスムーズに投票できるよう、選挙支援カードの導入及びコミュニケーションボードの活用について答弁させていただきます。

まず初めに、選挙支援カードにつきましては、投票所にいる選挙管理委員会職員や事務従事者に対して声をかけづらい方もおみえになると思います。そのような方に対して非常に効果的なものであると思いますので、積極的に導入に向けて準備してまいりたいと思います。

続きまして、コミュニケーションボードについて答弁させていただきます。

現在も投票所において活用しておりましたが、より有権者の皆様が活用しやすいよう、設置場所や利用方法、またPRなどに工夫を凝らしまして行ってまいりたいと思います。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。選挙支援カードについては、必要な支援が適切に受けられるようによろしく願いをいたします。

では、導入した場合、住民の方への周知についてはどのようなお考えでしょうか、お聞かせください。

○総務課長 藤下真人君

周知についてのご質問がありました。

周知につきましては、選挙公報、選挙の開催の周知につきまして広報、選挙公報であったり、選挙の蟹江町の公式ホームページ等で周知をさせていただきたいと考えております。また、期日前投票所や当日投票所につきまして、分かりやすいような形で表示をして工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、視覚障害者の情報取得と音声コードの利用促進について質問いたします。

全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることのない社会を目指し、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が2022年5月に施行されました。しかしながら、今でも視覚障害者にとっては情報の取得や利用に多くの苦勞があり、内閣府のホームページにも、「視覚障害のある方は必ずしも点字を読めるわけではなく、多くの方は、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。文字情報を音声にする方法は、補助者による代読や、パソコンの音声読み上げソフトを用いる方法のほか、文字内容をコード情報（音声コード）に変換して活字文書読上装置を使って音声化する方法があります」と、このような記載がされております。

実際、視覚に障害のある方は、自宅に届く郵便物などは、ご家族や補助ボランティアの方に代読をしてもらおうか、文字をコード情報に変換をして、読み上げ装置やアプリで聞いておられます。視覚障害の手帳を持っている人のうち、点字が読める人はわずか1割の上、他の疾病や高齢化などで文字を読みづらい人は160万人との報告もあります。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次元のバーコードで、この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障害者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。例えば、代表的な一例として選挙の投票所入場券は、自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついておりません。このため、何の封書か分からないために誤って捨ててしまうこともあるわけでございます。最近の重要な例では、ワクチン接種券も同様でございます。

国や地方自治体などから送られる公的な通知文書や広報等、印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須と考へます。また、封書の場合、封書の表書きに音声コードがついていても、肝心の封書の中の紙媒体に音声コードがついていない場合は内容が理解できません。そこで、全ての障害者が障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指した法整備も整っていますので、本町の関係部署から住民に送付される公的な通知について、この音声コードの普及を早急に進めるべきと考へます。お考へをお聞かせください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、当町においての音声コードの活用実績としまして、1つ目として、後期高齢者医療の保険証を郵送する際の封筒に印刷をさせていただいております。2つ目としまして、蟹江町障害者計画、蟹江町障害福祉計画・蟹江町障害児福祉計画の冊子の右下各ページに印刷をさせていただいております。

音声コードの導入、普及についてでございますが、今後も効果的な場面で導入、普及について検討してまいります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

蟹江町では令和3年3月に策定された蟹江町障害者計画の基本理念「誰もが地域社会の中で共に暮らしていくことができる社会」を目指して、完全参加と平等の達成と、基本目標「共生のまち、安心のまち、健康で生きがいのあるまちをめざして」を掲げています。障害の有無によって分け隔てられることなく、情報の取得やその利用、意思疎通ができる、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりと、さらなる環境整備をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、保険医療課長の退席と政策推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時18分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時19分)

○議長 水野智見君

傍聴される皆様に再度お願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますようご協力お願いします。

質問6番 加藤裕子さんの1問目「子どもたちへの防災教育と対策について」を許可いたします。

加藤裕子さん、質問席へお着きください。

○9番 加藤裕子君

9番 新生クラブ 加藤裕子でございます。

「子どもたちの防災教育と対策について」、通告書に従って質問させていただきます。

先日、長久手市において愛知県初の女性首長が誕生されました。私は、子どもを持つ母として、恥じることのない質問を議会の在り方を考えながら質問させていただきたいと思います。

先日の6月の一般質問で、同世代の親子が議会に興味関心を抱き、本日も放課後に議会をテレビで見ただけということでした。私は、子どもたちにとっても分かりやすい答弁

をさせていただきたいと思います。

2018年の西日本豪雨災害をきっかけに、私自身も一ボランティアとして被災地支援を行っている中で、被災後の行政の対応に疑問を感じる点が多々ありました。今回、防災月間である9月、私はこの議会が防災意識を高める場であることを願い、質問させていただきます。

私は、5月末に東日本大震災被災地である宮城県石巻市、角田市、山元町へ現地視察を行い、当時の状況を伝承館、また震災遺構を見学しながら語り部さんや被災者さんから状況を直接お聞きすることで、「逃げる」という言葉の重大さを痛感し、命の大切さについて深く考える時間となりました。

当町の学校教育において、未来ある子どもたちの命を守る行動を考えた上で、また、先ほども述べましたように、本日の議会を今夜見る予定である子どもたちに、中高生へ分かりやすい回答を求めながらご質問をさせていただきます。

先日、私は、当町における避難経路の確認といたしまして、蟹江町内小中学校、保育所を視察する中で、町内保育所及び小中学校のそれぞれの避難の仕方が適切であるかどうかについてお尋ねいたします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所、小中学校の避難の仕方は適切であるかというところでございます。

各保育所の避難経路につきましては、発災の内容、地震だとか火災、水害、あとは不審者というものもございまして、様々なことを想定して訓練をさせていただいております。また、施設の配置や、その年度のクラスの状況によっても異なります。そのため、毎年、教職員により適切に検討されておりますので、適切であると認識をしております。

また、保育所につきましては毎月、小中学校は学期ごとに、様々な設定を想定いたしまして訓練を行っております。その際の気づきや反省点を確認しながら更新をさせていただいております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

ただいまご回答いただきましたように、現時点での避難経路は適切であるかもしれませんが、このコロナ禍を経て時代背景が変わるとともに、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を心がけた避難方法も考えていく時代となったのではないのでしょうか。例えば、南海トラフ巨大地震や水害などの災害時、垂直避難することが望ましい中で、体育館などの仕切りのないスペースの避難ではなく、2階以上の校舎内各教室を使用し、距離を取った避難の仕方も視野に入れるべきではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

コロナ禍を経て、社会的距離（ソーシャルディスタンス）を心がけた避難も考えては。また、水害時の対応として、2階以上への教室の避難も視野に入れてみてはというところでお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、コロナ禍を経まして、社会的距離の必要性や、また水害や津波などの想定によりまして、グラウンドへ逃げるだけではなく、2階以上の教室を利用した避難の仕方についても必要と考えますので、今後はそのような避難方法につきましても各学校に伝えさせていただき、検討をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございました。前向きにご検討いただきましてありがとうございます。

このように、時代背景とともにいろんなことが変わってまいります。その都度いろんなことを皆さんと議論し合いながら子どもたちを健やかに成長させていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

蟹江町内の小中学校において、災害備蓄品が一目で分かるように置かれていなかった点について、また同時に備蓄品案内シートが貼られていなかった点について、学校、学校で違う現状をどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました小中学校の備蓄品在庫確認表及び備蓄品案内シートについてお答えいたします。

備蓄品の在庫確認が一目で分かる管理表と備蓄品案内シートについて、各小中学校で設置している学校と設置されていない学校がございます。

現状では、災害時に役場職員が避難所ごとに備蓄品の場所や数を掲載している避難所カルテを持っていくこととしております。しかし、災害発生時の避難所では備蓄品を配布する際に混乱が生じる恐れがあるため、ご指摘のとおり、日頃から備蓄場所の扉など目のつきやすいところへシートの掲示をしておくことで周知につながってまいります。今後は、全ての避難所に在庫確認表と備蓄品案内シートを設置いたします。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。早急な対応をお願いいたします。

過去の被災地での住民さんのお声としまして、一例を挙げさせていただきたいと思っております。2019年台風19号の際、避難生活中に食事の品質や物資の受け入れが一番多く求められ、カロリーの高い支援物資によるお菓子の与え過ぎはシュガーハイを引き起こし、重要な問題とされました。当町においても被災したときのことを想定し、備蓄品の購入見直しを求めますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました避難所の備蓄食料の見直しについてお答えいたします。

各避難所の食料としては、乾パンとクラッカーを備蓄しており、その他、アルファ米やおかゆ、栄養機能食品などは町の防災倉庫に備蓄しております。避難所に備蓄している食料だけでは栄養バランスが不足になりがちですので、そういった不足を補うためにも物流企業と供給と輸送に関して協定を結んでおりますので、有事の際、防災倉庫から迅速に避難所にお届けできるよう体制を整えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今、町内の防災倉庫ということでお話をいただきましたけれども、各小中学校におきましても、現在はクラッカーであったりとか、あとお水ですね。クラッカー、お水、また乾パン、その他は「えいようかん」などしか在庫がありません。そのようなところもまた視野に入れてご検討いただけるとありがたいと思います。

では、次の質問に入ります。

8月17日に、災害時に活躍できる人材を育てようと、知多市ではジュニア防災リーダー養成講座が開かれました。当町において、中学生を育成していく取り組みは何かお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたジュニア防災リーダー養成講座についてお答えいたします。

当町では、近隣市町村と共同開催で、防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターの育成を目的とした講座を開催しております。この共同開催によるボランティア講習会では、受講の対象者を高校生以上としており、今のところ共同開催の近隣市町村も義務教育在学中の生徒まで枠を広げる予定はないものの、やはり若年層から防災に携わる重要性について、非常に重要と考えております。

今後につきましては、防災訓練や防災学習会で、中学生の方にも参加いただける防災知識の取得を目的とした取り組みについて検討していきたいと思います。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

今課長からご紹介いただきましたように、リーダーを育成していくことは災害時にとても重要不可欠であると私は考えております。小学校高学年などでは親子で逃げる逃げ方について、親子で、また自宅で考える機会ともなりますので、ぜひとも前向きにご検討をいただきたいと思います。

では、小学校高学年や中学生に対して防災に対する知識や教養をつけるべく、蟹江町独自の養成講座をお考えいただけることを視野に入れてお考えいただけることはないでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、小学校高学年、また中学校をターゲットとした養成講座の考えはというところでご答弁をさせていただきます。

ジュニア防災リーダーの養成、また養成講座ということではございませんが、各学校のほうでも児童生徒に向けた防災に関する意識づけができるように、今年度も年度の初めに教育委員会のほうから小中学校に依頼はさせていただいております。学校内の学習だけではなく、時には外部講師などを招いての防災教室、出前授業、こんな展開が中学生に限らず小学生においても実施できればと考えております。

以上です。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

私が視察をさせていただく中で、新蟹江小学校は日光川の隣というところもありまして、今おっしゃられたような出前事業が非常に盛んに行われておりました。海部地区においても一番と言えるぐらいの高い率で新蟹江小学校においては出前授業が開催されているようです。その中で、学戸小学校においてはとても認識が低いように感じられました。そんなところも考えていただきながら、当町内で同じような教育をしていただけるとありがたいというふうに思います。

では、次の質問にまいります。

今年7月に世界の平均気温が史上最高を記録し、日本においても統計開始以降の125年で最も高くなったと気象庁が報告しております。豊田市では全国でも最も気温の高い39.1℃を記録するほど体温を超えるような厳しい暑さが続く中で、消防庁は適切なエアコン使用や水分補給を促しています。

そこで、気温上昇による危機として最も挙げられる熱中症ですが、対策の1つとして環境への配慮が挙げられます。蟹江町内の小中学校において体育館が避難所指定となっていることから空調設備も熱中症対策に必要なと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

熱中症対策につきまして、空調設備の必要性というところでお答えをさせていただきます。

ここ数年の暑さを考えますと、議員おっしゃるとおり体育館へのエアコン設置は必要であると考えております。特に中学生につきましては、熱中症対策の配慮から、暑さ指数を確認しながら部活を行うなど、活動の時間を早めの時間帯にするなど、また時間を短くするというところで工夫をさせていただいておりますので、十分な練習時間が取れていないということが懸念されております。

以上です。

○9番 加藤裕子君

では、一例をこちらでご紹介させていただきます。

武豊町では、災害時に備えた自衛的燃料備蓄推進事業として、国の補助金を活用し、体育館及び武道場での空調設備が整えられました。また、扶桑町では、小中学校の体育館にスポットクーラーが設置されておりますが、さらなる熱中症対策や防災の観点から、LPガス発電機による空調設備の導入を検討されています。このような状況の中で、自衛的燃料備蓄推進事業費補助金以外にも、教育施設であれば文部科学省の学校施設環境改善交付金も対象となるようです。

次の質問にまいります。

前述のとおり、経済産業省より災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金という制度がありましたが、近い将来、全国の小中学校へ冷暖房の設置が求められる際にこのような補助金活用をされることはお考えでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

小中学校への冷暖房の設置の補助金の活用というところでご答弁をさせていただきます。

補助金の利用につきましては、冷暖房に限らず、国庫補助であります、議員先ほどおっしゃいましたように、公立学校施設環境改善交付金というものを積極的に活用しながら計画的に学校環境の充実に取り組んでいるところでございます。これまでに、普通教室のエアコンの設置、特別教室のエアコンの設置、またトイレの洋式化や屋根防水などに活用をさせていただき、環境改善に努めてまいりました。

今後は、この交付金が全て事業費に充てられるというところはございません。どの事業につきましても一般財源が必要となってまいりますので、時期のお約束というものはできませんが、他の改修工事も含め、優先順位を決めながら、エアコンの設置については前向きに進めていければと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

国連が「地球沸騰の時代が来た」と警告していることから、気温上昇における危機も自然災害と考えなくてはなりません。当町において、熱中症が原因となり救急搬送された事例も今回ありました。小学生においては、屋外での体育授業後に塩分チャージタブレットを使用しなければならない子どもも増えている現状がございます。塩分チャージタブレットを使用している子どもに関しましては、現在、保健室での使用のみが可能となっているようで、子どもたちも、例えば保健室から戻った場合に、友人たちからどこへ行っていたの、何をしていたのというふうな質問をされることによって、なんだかいかかわしいような気持ちにな

っているような子どもたちが増えているような現状でございます。そんな現状を考えながら、早急な取り組みをぜひともお願いしてまいりたいと思います。

では、1問目の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの1問目の質問を終わります。

引き続き、加藤裕子さんの2問目「町民の命をまもるために」を許可いたします。

○9番 加藤裕子君

「町民の命をまもるために」。

6月初旬に線状降水帯がもたらした大雨によって、県内では三河地区豊川市、豊橋市、岡崎市が集中的な被害を受けた事案について、豊橋市では市議会において行政が災害対策本部を設置するまでに4日という時間がかかったこと、また被災直後の行政の対応について問題視がされました。

その後、政府は8月25日に、梅雨前線の影響で全国各地に被害をもたらした一連の大雨を激甚災害に指定すると閣議決定されました。その対象は、5月28日から7月20日までの被害とし、自治体は限定せず、国の補助率を1割程度引き上げ、迅速な復旧を支援すると発表されました。

今回のこの影響で、静岡県、愛知県、和歌山県、九州北部、北陸、秋田を中心に大きな被害となりました。災害関連死を含め、死者9名、行方不明者3名、住宅や農作物にも大きな影響が出ました。

私自身も、6月に被災地、豊川市、豊橋市を訪れ、救済方法に問題がなかったか、被災者さんへの対応が適切であったかを視察し、現地住民の皆さんのお声をヒアリング調査するとともに、被災地支援ボランティアへの連携をさせていただきながら災害救助法に対する在り方を考える時間となりました。

当町においては、水害の一例とし、100年に一度の雨という説明をされておりますが、明日は我が身に起こり得るかもしれない災害に対する認識の薄さを感じます。近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が予測されている中で、水郷のまち蟹江は5つの川が流れており、海拔ゼロメートル地帯にある当町において、町民一人一人が防災に対する認識を高めていく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。100年に一度と言われる大雨に向けて、蟹江町にも十分な備えが求められると思います。これらの課題に対応するために、今後の対策をどのように考えられているか、また災害対策本部の迅速な立ち上げを図るためにどのように進められているか、詳細を教えてください。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました100年に一度の大雨に向けての対策と、災害対策本部の迅速な立ち上

げについてお答えいたします。

当町においては、大雨に対する対策といたしまして、洪水・高潮・浸水津波ハザードマップを作成して、100年に一度の大雨や、さらに1000年に一度と想定し得る最大規模の災害を見据えて、浸水する可能性のある場所を表示しております。今後も有事の際に備えて、より多くの方に活用いただけるよう改良を重ねてまいります。

次に、災害対策本部の迅速な立ち上げについてお答えいたします。

あらかじめ災害が発生することが予想できる台風などの風水害につきましては、気象庁の情報を基に、台風の接近時刻やこの地域に及ぼす影響などを事前に予測して、町幹部職員で共有した後で、災害対策本部をどの時点で設置するか協議することで、円滑に災害対策本部が立ち上げられるよう体制を整えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

次の質問にまいります。今のお答えを基に、8月15日に起こりました台風7号についてお尋ねさせていただきます。

警報の発令に伴い避難所の開設、また警報解除後の閉鎖のタイミングについて質問させていただきます。

警報解除後に避難所を閉鎖した判断について、適切であったかどうかお尋ねいたします。

当時の状況では、暴風警報の解除後も大雨だったことから、心配で眠れなかったという声が多数上がりました。災害に対する対策と、町民の安全を確保するための適切な手順についてご説明いただけますでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問がありました避難所の開設・閉鎖のタイミングについてお答えいたします。

自主避難所の開設につきましては、重大な災害が発生するような事象が予想される場合に、警報発表のタイミングで開設いたします。しかし、必ずしも警報が発表されてから開設するというわけではなく、災害規模や警報発表が予想される時間帯などを鑑みて決定しております。

今回の台風7号につきましては、夜間に暴風警報の発表が予想されました。夜間に警報が発表された場合、暗い中での行動では危険が伴うため、早めの避難を促す必要があったことから、警報発表前日の夕方に町内の自主避難所3カ所を開設しました。

次に、暴風警報の解除後に自主避難所を閉鎖した理由についてお答えいたします。

暴風警報は翌日の午後3時過ぎに解除となりましたが、この時点で平均風速が5メートル、瞬間最大風速が12.8メートルと風は弱まっておりました。気象庁の予報から、雨、風ともに収束に向かい、人的被害や建物被害が発生する可能性は著しく低いと判断し、警報解除から約1時間後に自主避難所3カ所を閉鎖いたしました。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

当町において、警報発令を待たずに、8月14日月曜日午後5時30分に自主避難所を蟹江中央公民館、蟹江中央公民館分館、蟹江町図書館の3施設に開設し、町民の安全を図られました。こちらの対応は、非常に迅速ですばらしいものだと感じました。しかしながら、翌日15時37分、暴風警報解除後においては、16時10分をもって警戒体制打ち合わせ会を閉会するとともに、自主避難所を閉鎖されました。当町における町民の皆様の不安なお声を代弁させていただき、警報を待たずに開設されながら警報解除とともに閉鎖をされたことはなぜかと疑問を抱かれる方が多数ありました。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました、警報解除とともに避難所を閉鎖したことについてお答えいたします。

避難所の閉鎖につきましては、風水害などの警報解除とともに速やかに閉鎖していきたいと考えております。例えば、学校施設であれば、授業や部活動の再開など、いち早く本来の目的の用途に復帰できるかが重要かと考えております。しかし、台風が去った後にも、自宅の屋根が損壊したり、道路が一部冠水するなど、帰宅するまで危険が及ぶような場合は、自主避難所の解除を延長して、安全が確認されるまで避難所にとどまっていたいただき、継続するものと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

私が申し上げましたように、住民の不安なお気持ちを代弁させていただき、先ほどの質問をさせていただきました。このたび、考えさせられる時期なんじゃないかなというふうに私は思っております。私は、たくさんの不安なお気持ちを代弁させていただきました。その中で住民に寄り添うという考えはお持ちにならないのでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

今回、自主避難所での避難生活でありましたが、長時間の避難生活ではやはり体調を崩される方もおみえになると思います。そういった場合は、避難所運営委員会の方にご相談いただき、福祉避難所での受け入れが可能であれば移動して、例えば介護や体調の管理のケアなどについて、できる限り対応したいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

できる限り住民のお声に沿った形で町政が成り立っていくということを私は願っております。

では、次の質問にまいります。

先ほどお話しさせていただきました2023年6月愛知県三河地区の豪雨災害を受けて、災害

救助法の適用が焦点となった問題で、内閣府は令和5年5月28日から7月20日の豪雨及び暴風雨による災害について、激甚災害と指定されたことが新聞の記事にもなりました。今回の台風においても、警報の有無にかかわらず、人的災害が、また財産と呼ばれる家屋の被害がいつ訪れるやもしれぬこの状況下において、当町の災害に対する認識は薄いと感じます。

町民が安心して暮らせるという観点から、近隣市町、津島市、愛西市、弥富市におかれましては、公式LINEを使用して防災情報や市政情報を発信しております。LINEの活用の利点としましては、迅速な情報伝達、双方向のコミュニケーション、多様なメディアの利用などが挙げられ、町民の利便性の向上が見込めると同時に、災害時への迅速な伝達、対応が可能になり、町民の安心安全につながります。このようなLINE等のインターネットサービスを導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありましたLINE等のインターネットサービスの導入についてお答えいたします。

当町では現在、災害時における防災情報などの配信サービスとして防災情報メールを運用しており、約2,200の方にご利用いただいております。

LINEにつきましては、議員がお示しいただいたとおり、豊富な機能と迅速な情報伝達ができるため、町民の皆さんの利便性の向上、災害時の情報共有が可能になるなど、災害時の情報提供として有効な手段の1つとして認識しております。

近年、多種多様な情報配信の方法が求められる中で、町としましては今のところ導入の予定はありませんが、先進地の運用事例などを参考に研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

東日本大震災をきっかけに、様々な分野で災害に対する研究がされている中で、スマートフォンを最強の防災ツールとして活用する方法がインターネットや本などで案内されています。災害時の情報収集において頼りになるのはラジオやスマートフォンからの情報だと言われています。災害が発生した場合、電気よりも先にインターネット環境が復旧したという事例もございます。このように、LINEなどのSNSを利用した的確な情報収集は必要であるといえるでしょう。

9月1日、防災の日を目前に、当町では8月27日、防災訓練を実施し、町民の方々と一緒に防災について見直す機会となりました。防災訓練の実施に伴い、先ほども述べさせていただきました公式LINEというツールにおいても見直しを図る必要性があると感じます。再度ご質問いたします。どのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました公式LINEについてお答えいたします。

今やLINEは、多数の人が利用する情報交換サービスとして非常に普及しており、実際に災害が発生した場合、LINEを使っていち早く多くの住民に情報をお届けできるツールとして既に導入している自治体もあります。今後は、他市町村の内容を参考に、活用方法など、町政のデジタル化と併せて研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

前述でも述べさせていただきましたように、6月の豪雨災害において、豊川市内桜地区、小田渕地区においては、高齢化が進む地域でありながら、高齢者が防災リーダーを務め、LINEというツールを使って、死者を出すこともなく、地域で災害の情報共有を行っていらっしゃいました。この地区では当時2メートルの高さまで水につきり、その水の流れは恐ろしいほどの速さであったことを動画を見せていただき確認いたしました。30センチの水でも足が取られ危険だと言われている中で、LINEを利用し情報共有を行ったことは成功事例であると考えます。

このヒアリング調査を受け、当町においても高齢化が進む一方で、高齢者の方もスマホを持つようになった時代である今、LINEというツールは必要不可欠ではないでしょうか。地域での連携、自助・共助が求められる中での必要な情報交換サービス、また高齢者の命を守るための支援が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました地域内の連携、自助・共助が求められる中での必要な情報交換サービス、高齢者の命を守るための支援についてでございますが、当町では災害情報や避難所情報などが分かる防災情報アプリがありますが、情報配信のデジタル化に向けて、高齢者等を対象にアプリの使用方法などに関するスマホ講座を開催するなど、多くの方が利用いただけるよう検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

ありがとうございます。

地域で自助・共助をしていくことは本当に必要な問題であり、今後とても重要性があると考えます。

私は、6月の豪雨災害について、いろいろなヒアリング調査をしてまいりました。高齢者の方々が地域でもって助け合う、その姿を目の当たりにさせていただき、本当に必要なサービスが必要な形で使われているのだなということを再認識いたしました。当町においても迅速な対応を求めます。

また、関東大震災から100年が経った今年、各メディアにおいて防災に対する認識を高める啓発記事が多く見られました。当時は、かまどや七輪で料理をしていたため、地震が来ると火事になる、そんな印象が植え付けられておりましたが、2004年に起きた新潟県中越地震では、火を消そうとして転んだり、やけどをしたりした人が増えた結果、「地震だ！身を守れ！」という標語ができるほど、時代とともに地震の常識も変わったのです。

9月1日が防災の日であることを知っているが、関東大震災が発生した日であるということを知る方は国の68%という調査結果でした。教訓を継承していくことは、子どもたちの教育に対しても必要であると考えます。

災害大国である日本において、国や自治体の対策が進んでいると回答した人はわずか45%であることを受け、各自治体がどのような対策に力を入れるべきかを考えなくてはなりません。前述でも述べさせていただきましたように、三河地区で問題となった災害救助法が即時認められず、被災した住民は不安を抱えながら生活する結果となりました。各自治体が特例措置を設けていれば、災害時に迅速な支援が可能となります。

一例を述べさせていただくのであれば、今回の豊川、豊橋地区におきましては、各自治体が各自治体でもって被災者さんの救済措置が行えると思われていたようです。そのため、県や国に対する要請が遅れ、災害救助法の適用が遅くなったということが結果挙げられます。また、その地域内で自助・共助ができるのであれば別段問題はなかったのかもしれませんが、その中で、地域で防災リーダーを養成するような活動がもっと盛んになればまた違ったのかもしれませんが、今回の三河地区においては、ご自身の自治体で被災者さんの救済をする措置が取られることができませんでした。そのため、他地区からのボランティアの流入を求めておりましたが、それに対しても迅速に対応されることがなかったようです。

当町においても、いつ来るかもしれない地震や災害に対して、もっと皆さんが認識を高め、自助・共助社会をつくっていくことが必要かと私は考えます。当町においては、100年に一度の雨というようなワードを使いながら皆さんに自助・共助を伝えていっている一方で、再度、副町長へお尋ねいたします。災害に対してどのような認識をお持ちでしょうか。

○副町長 加藤正人君

先ほど来、様々ご自身の活動をご紹介されながら実態も踏まえたご意見をいただきました。蟹江町、全域が海拔ゼロメートル以下の地域でございまして、災害に対する認識、備えというのは他の地域よりむしろ私は進んでいるのではないかというふうに認識をしておりましたけれども、今議員のご指摘ではそうではないというご指摘ですので、そのあたりのところは、本当はどうなのかというところはしっかりとまた見つめ直していきたいというふうに思っております。

そうした中で、前もお話をしましたけれども、当町にとってまず第一はやはり水害への備え、そして、それは排水機河川のやはり堤防で守られているという、そういう部分でござい

ます。そこについて、とにかくしっかりと、これは町だけではなくて、土地改良区、県と、また国の力もお借りしながら継続的に強化をしていかないとというふうに思っています。その上で、実際にさらに住民の皆様の防災に対する意識、また訓練、あるいは避難所の備え等々、一気にはいきませんけれども、1つずつ改善をしていければというふうに思っているところでございます。

1点だけ、全体を通じて、先ほど自主避難所の開設、あるいは閉鎖についてのご質問がございました。台風7号でございますけれども、当時は警報が発令前ということもありまして、私をトップに警戒本部を設けて、警戒態勢の下で判断をし、実施をしております。先ほど安心安全課長申したとおり、自主避難所につきましては、町の指示で避難をしていただくということではなくて、ご自身が被災の不安を感じる場合に避難をあらかじめしていただくという、そういう避難所でございます。原則としては、警報が発令をされたときに開設をしております。

今回、答弁でもありましたように、台風7号非常に大型で、しかもこの地域を直撃するという情報もございました。また、実際に早い段階から住民の方から、9名の方からお問い合わせもあったということで、さらに警報の発令が夜中になりそうだという、そういうこともあり早めに開設をさせていただきましたが、ただそれにつきましても実は内部で議論があったのは確かでございます。といいますのは、3カ所の避難所を開設いたしますと、1カ所に2人職員を配置をし、また本部にも職員を配置をするという必要がございます。そうした中で、夜間にも及びますので、深夜をもって交代をするということで、そうすると2人掛ける一晩越すと、3カ所のさらに2サイクルというか、2回という職員の配置が夜中に必要になってくるということでございます。そうしたときに、じゃ実際に本当に大被害が起きたり、例えば防災の土のう積みなんかには職員が行かないといけないという事態が発生をしたときに、避難所に配置をした職員というのは、その部分マンパワーが少し不足をしてしまうということがございまして、早めに開設するか、あるいは警報がかなり夜の遅い時間の予定だったので、少し待っていただいて翌日に開設をすべきかという、そういう検討もさせていただきました。ただ、実際にお問い合わせも多く、不安で一夜をお過ごしいただくのもどうかということで開設をさせていただきましたけれども、やはりいろんな事態を俯瞰（ふかん）をして判断をその都度その都度していかないといけないという問題であるなというふうに改めて思っております。

議員からも自主避難所の開設の在り方について課題だというご指摘がありましたけれども、私どももそういった場合に本当にいつどういう体制で開設するのがベストであるのか。実際に、そのときに来ていただいた避難者の方は3人ということでございます。実際にいつどういう時点で開設をし、それにどういった体制で職員としてバックアップに臨むのかというのは1つの課題であるかなというような認識をしたところでございます。

以上でございます。

○9番 加藤裕子君

副町長、ありがとうございました。

本当に、あるときは5つの川が流れ、とてもきれいなまちだと認識しております。あるときは災害時に本当に危険なまちになってしまうのではないかというふうにも認識をしております。その中で自助・共助、とても大切なことだと思っております。今回、この私の一般質問を聞いてくださった皆様が、また明日ご自身の身に何か起きるかもしれない、そんなことを予測をしながら、皆さんが自助・共助社会が強くなるような形で進んでいってくれればうれしいなというふうに思います。

今週もたくさん雨が降りました。本当に明日は我が身かもしれません。私たち一人一人が認識づけをしていくことは非常に大切なことだというふうに改めて認識をした今年の春でした。皆様とともに認識を高めてすばらしいまちづくりをしていきたいなというふうに思っております。

今日は、長時間にわたり貴重なご意見と質問時間をいただきましてありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。（拍手）

○議長 水野智見君

以上で加藤裕子さんの質問を終わります。

ここで、安心安全課長、政策推進課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後2時10分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時11分)

○議長 水野智見君

質問7番 佐藤茂君の「蟹江富吉南町づくりについて」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○14番 佐藤 茂君

それでは、新風 14番 佐藤茂、議長の許しを得て、蟹江富吉南町づくりについて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このまちづくりについては、過去に何度も質問させていただいておりますが、平成26年に「近鉄富吉駅南地区まちづくり準備委員会」が発足して以来、約10年近くになりますが、ようやくここまで来たかという思いでございます。そして、来年の令和6年3月には、富吉駅南地区を市街化編入する予定でございます。そして、それから本同意をいただき、組合を立

ち上げていくことになるわけですが、このことは、私、本当に大変なことだと、このように思っております。

しかし、今回私にとっても、また、まちづくりを進める関係者にとっても、少しでもよい朗報をつかむことができたのかなと思っております。それは何かといいますと、富吉南地区のまちづくりのニュースレターですが、これは、準備委員会等で審議検討したこと、また、説明会等で出たまちづくりに対してのご意見、そして、これからの予定等を載せたものを記載し、それを地権者の方々にお配りしているものでございます。今までは、蟹江町から地権者の方々に配っていただいておりますが、今回、準備委員会のメンバーで手分けして、ニュースレターを配らせていただきました。そして、それなりの情報を得たわけではありますが、ほとんどの方が協力させていただくという声をいただきました。中には、早くやれというような方もおみえになりました。

私、個人的なあれですが、私個人としては、現時点で賛成していただけるのは、よくても7割程度なのかなと、このように想定しておりました。それはなぜかといいますと、私の下には反対だというご意見等しか入ってきませんでしたので、本当に、これだけあれが入られたのは本当によかったなと思うんですが、今回、このチラシ配りにより、地権者の皆さんの声を直接お聞きし、そして、多くの地権者の方々が、現時点でまちづくりに賛成していただけるということは、これは、ひとえに今までやってこられたまちづくり関係者の方々の努力の成果なのかなと、このように思います。

しかし、実際に本同意に賛成していただいたわけではございません。本同意となれば、もう少し詳しく説明をし、そして同意をいただくこととなります。そこで、今日は「蟹江富吉南まちづくり」西の玄関口として、どのように開発していくのか、そして、地権者の方々にまちづくりに対してもっとご理解していただくためにも、いろいろ質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、先ほど冒頭で話をさせていただきました令和6年3月に市街化編入する予定となっておりますが、その後の予定はどのようになっておりますか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、市街化編入後の予定ということでお答えをさせていただきます。

まず、今現在としましては、議員先ほどおっしゃいました令和6年3月下旬になるかと思いますが、市街化編入ができるような事務のほうを進めさせていただいているところでございます。その後の予定といたしましては、令和6年度には、組合設立認可のため、本同意の収集を開始をしていただくこととなります。この同意が、85%の本同意が得られ次第、できましたら令和6年中には愛知県へ組合設立認可申請を行いたいと考えております。愛知県での審査には半年程度要するとお聞きしておりますので、認可されるのは令和7年度になるか

と思われませんが、認可された後には、正式に組合を設立し、換地設計を行い、令和8年度には仮換地を指定し、工事に着手していきたいと考えております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。そうすると、まだまだ時間はかかるよということだと思いますけれども、先ほどの説明で、令和8年度に仮換地というものをしてから、それから工事に着手するということがありますけれども、その間ですけれども、米作りというものはやっていけるものなのか、お聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

米作りができるかというところですが、仮換地指定までは稲作をしていただくことは可能でございます。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

これ、今、ほとんど米作りはオペレーターの方にお任せしておるということでございますので、やっぱりオペレーターの方にとっては死活問題ということになりますので、できる限り長くできるような、そういう措置を取っていただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、次に移ります。

まちづくりの中で、商業地域という場所を設けておりますが、今回の応募状況はどうか。また、どのようにして決めていくのか。そして、市街化編入前に決めようとしているが、どうしてなのか。私が前にお聞きしているのは、市街化編入後でないと、何もできないというような、このようにお聞きしておるんですが、市街化編入前にそれができるのか、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの応募状況と、どう決めるのかと、あとは、市街化前になぜできるのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、募集につきましては、来月、10月にも募集を開始するように準備を進めさせていただいております。令和2年度に様々な業種、約200社を対象にしたアンケート調査を事前に行っておりまして、その際に出店の意向がありました事業者とは継続的に情報交換等進めさせていただいておりますが、募集にあたりましては公募という形をさせていただきたいと思っておりますので、実際に新たに出店を希望する事業者があることも想定しております。

事業者の選定方法につきましては、発起人会の方を審査員としました審査委員会を設置しまして、その審査員が応募事業者からのプレゼンテーションを審査し、協力していただける事業者を選定していく予定でございます。発起人会と協力事業者との間で選定が行われまし

たら、覚書を締結していただき、組合が設立された後には、組合と事業者とで正式に契約を行っていく予定であります。

実際に、ご指摘のように、市街化区域への編入前に建設するということはできませんが、この時期に事業者を募集するというのは、来年度、同意収集をしていく際に、地元地権者の方への説明材料、説得材料とすること、また、事業が進捗し、保留地販売の際には、この地域の魅力を向上させるものとして、こういったお店ができますよというような形でPRできるようにするため、あらかじめ出店事業者を選定するものでございます。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。

公募のことなんですけれども、私の下に、私も応募したいというような、そういう情報が多々入ってきておるんですけれども、公募というのはどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。そして、また、先ほど事業者との契約は仮契約というような形でよかったのか、それもお聞きしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公募はどのようにしてということなんです、まず、現時点で、町のホームページです。あとは、建設業界向けの建通新聞というのがございます。こちらのほうへ掲載を予定しております。そのほか、令和2年のアンケート調査で出店の意向をいただきました事業者に対しては、ダイレクトメールなどをもってご案内をできればなと思っております。

あとは、仮契約でいいかということなんです、今回事業者募集というのは、発起人会の方が主催してやっていたくものでありますので、選定された暁には、発起人会と選定された事業者の方で覚書を締結していただくと。組合が成立された場合には、組合と事業者にて正式に契約をしていくものということと考えております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、市街化編入後ですけれども、市街化編入後に規制をかけるということをお聞きしておりました。規制をかけるというのはどういうことなのか。これに対しての、どのような規制をかけるのか、具体的に教えていただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの規制をかける、なぜ必要があるのかということについてお答えをさせていただきます。

まず、今回の市街化編入につきましては、土地区画整理事業により整理する区域と、単に市街化編入のみを行う区域とがございます。規制をかけることとなりますのは土地区画整理事業により整理する区域のみとなりますが、用途としましては、建ぺい率30%、容積率50%という第一種低層住居専用地域というものをかけさせていただくこととなります。これは、区画整理による地区内の造成や道路の築造に影響を与えないよう、開発を抑制するため、用途の中でも一番制限のあるものをかけさせていただくことを考えております。その後、区画整理事業の中で、道路整備ですとか、ある程度土地が使えるような状態になりましたら、一般的に土地利用ができるような用途に変更をさせていただく予定でございます。

また、仮換地指定から工事がおおむね完了するまでの間は、組合のほうから使用収益を停止するというものを行っていくことになろうかと思っております。

もう1点ございまして、市街化編入後は、土地区画整理事業の認可の日までは、都市計画法の第53条により、建築行為の制限が発生してまいります。また、認可日以降、換地処分の日までにつきましては、土地区画整理法第76条の規定によりまして、建築物の建築だけではなく、事業施行の障害となる土地の形質の変更や、移動の容易ではない物件の設置なども制限の対象となってくるものでございます。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。これは、ちょっといろいろと説明していただいたんですけども、これ、本当に簡単に言うと、市街化を編入してから工事を進めるにあたって、邪魔にならんように、余計なことをしてくれるなということでこういう規制をかけるのかなというふうに判断させていただいたが、それでよかったですね。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

そうですね。事業の実施が円滑に行うことができるように規制をするものでございます。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

よく分かりました。

それでは、次に移りたいと思います。

この地区の防災対策をお聞きしたいと思っております。

まず、排水についてお尋ねします。先ほど加藤さんがいろいろ防災のことについて聞いておりましたけれども、最近ニュース等で線状降水帯、または、今はゲリラ豪雨と言わずに、記録的な大雨と、テレビ等、ニュース等で盛んに言っております。まして、1時間に100ミリを超えるような雨量もあるかと思っております。前にも質問させていただきましたが、再度お尋ねします。

今現在、どのくらいの雨量を想定され、そして検討していくのか。そしてまた、商業施設

誘致の際の避難所という話はさせていただくのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願
いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

富吉地区につきましては、町内でも実際土地の低いほうの区域となっております、ハザ
ードマップを見ると、最大3メートルほどの浸水が想定されている区域でございます。実際
排水計画につきましては、雨水を一時的に貯留しまして、下流河川への流量を調整するため、
調整池というものを整備をさせていただきます。調整池の容量につきましては、愛知県の基
準に適合したものを計画しております。

また、先ほどもご説明させていただきました公募する事業者、商業施設につきましては、
選定要件の一つとしまして、浸水時の緊急避難所として町と防災協定の締結をしていただく
ということを中心とする予定でございます。実際現在でもこの地域につきましては、希望
の丘広場ですとか、マンションのフローラル富吉駅南さんのほうも緊急避難場所となってお
りますが、3つ目の避難所としていきたいなというふうに考えております。

あと、防災対策ということについてお答えさせていただきますが、実際今後地区内に住ま
われる方に対しましては、不動産取引時には、ハザードマップにおけるその所在地の説明が、
重要事項説明の対象となっておりますので、保留地処分ですとか、土地売買の際には、購入
希望者にそういった説明を行った上で売買をしていくことになろうと思います。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

毎年水災害というか、水害が全国で発生しておるわけでありましてけれども、本当に最近で
すけれども、台風13号、これにより相当な、また水害が発生しておるわけでありまして。新し
い町をつくったばかりで水につかってしまうような、そんな状況では意味がございませんの
で、その辺のところ、これからご検討のほど、よろしくお聞きしたいと思います。

そしてまた、緊急避難所でございますけれども、これに関しても、緊急避難所が多ければ
多いほうが、これはよいかと思いますので、どうぞお話をほう、進めていただければと思
いますのでよろしくお聞きします。

それでは、次へいきます。

次は、減歩についてお聞きしたいと思います。

減歩というのは、土地区画整理事業というまちづくりを行う上で、皆さんから平等に土地
を提供していただき、そして、道路や公園を造るために必要な用地や工事費に充てたり、事
業資金を調達するために販売する土地、いわゆる保留地を捻出するために必要であると、い
ろいろ勉強させていただきました。そして、事業を実施するには、減歩という行為は必ずつ
いてくるわけでありまして。そして、地権者の方々が一番気にされているのが、この減歩で

ざいます。

そこで、改めて減歩の重要性についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、減歩の重要性についてというようなご質問になりますが、お答えをさせていただきます。

まず、減歩とは、先ほど議員のほうもちょっとお話いただきましたが、土地区画整理事業により整備するにあたりまして、道路や公園などの公共施設を整備するために提供していただく公共減歩というもの、もう一つは、事業資金として組合が売却するために提供していただく保留地減歩というものの2種類がございます。地権者の方からは、土地の提供を求めるといふこととなりますので、土地面積自体は減少してしまうこととはなりますが、新たなまちづくりを進めることで土地の評価は上昇します。従前と同等の規模となると考えております。また、市街化編入することで土地利用の幅も広がるということになります。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

先ほども言いましたけれども、減歩については、本当に皆さん心配されております。数字的なことははっきりここでは申し上げることはできませんわけですが、やはり減歩率が多いと、地権者の方々のご理解をなかなかいただくのは難しいかなと思っておりますので、少しでも減歩というものを下げられるような知恵を絞っていければなど、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それで、次に、この減歩のことでありますけれども、減歩率の増減で一番関連する事業費についてお聞きします。

事業費が高くなる要因は多々あるかと思いますが、特に私が気になっているのは移転費用であります。この地区は、既に多くの建物が建っておりますので、まちづくりを進めていく時点で、移転ということを検討材料に入れていかなければならないわけであります。そして、この移転費というのは、減歩率が高くなる要因の一つではないかと思っております。ですので、そのことについて少しお聞きしたいと思います。

例えば、個人で、または企業でもあるかと思いますが、まちづくりの計画の中で、移転していただく必要がない方が、市街地になれば、それなりの事情で、例えば税金が高くなるから、私は静かなところで生活したいから、また、企業にとっては、場合によっては人が多くなり、営業を続けていくことが難しいというような理由で移転を検討される方もおみえになるかと思ひます。そんな方々に対しても、移転費用を出すのか、いろいろ条件はあると思ひますが、いかがでしょうか。

それともう一つ、事務運営費の中で、事務費としてそれなりのお金がかかると聞いており

ますが、これは、組合が立ち上がったからの事務費のことと思いますが、事務費が本当にそんなにお金がかかるとは思えませんが、お尋ねします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、移転補償費と、事務費についてということでご質問にお答えをさせていただきます。

移転費用に、まず、つきましては、土地区画整理事業を進めるにあたりまして、移転がどうしても必要がある場合につきましては、移転する費用に対して移転補償費というものをお支払いをしていくこととなりますが、市街化区域になって税金が上がるからといった、言ってみれば相手方の都合により移転される場合につきましては、移転補償というものはお支払いをしないこととなります。実際、必要最小限の移転計画を定めるということが減歩率の抑制につながるのではないかと考えます。

事務費につきましては、組合の事務を行っていただくための人件費ですとか、あとは役員の方に対する報酬なども想定をしております。また、事業を進めていくにあたりましては、業務を外部へ委託する必要がありますので、実際のところ、こういった委託費用というものが大きくなるものとなります。事業期間が長引けば、それだけ事務費は多額となってしまいますので、できるだけ早期に事業を完成させることが事業費の圧縮につながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

ありがとうございました。地権者の都合で移転されると、これは、本当に申し訳ないんですが、移転費は出さないということですね。そして、これは私が思うに、なかなかすぐ、ああ、そうですかと納得していただけるようなことではないような気がするんですが、取りあえず、組合が立ち上がって、組合としては、こちらから移っていただけないかということ以外は出さないというようなことでよかったですね。

それから、事務費ですけれども、事務員さんの給料というか、手当だけではなくて、ほかのものもいろいろ入っているよということよかったですね。分かりました。

それでは、次に移ります。

下水についてお尋ねします。

私がいろいろ今まで聞いておりますあれでは、下水は令和8年までで終わるといようなことを聞いているが、まちづくりの今後の予定を先ほどお聞きいたしましたけれども、本当に、まだこれから長くなるわけですが、下水は間に合うのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○下水道課長 北條寿文君

それでは、下水道の整備方針についてお答えいたします。

当町の下水道整備は、平成16年度から工事に着手し、市街化区域を優先として計画的に進めております。整備にあたりましては、巨額の費用を要するため、国の社会資本整備総合交付金を活用しております。このような状況下で、国においては、全国の都道府県や市町村に対して、汚水処理施設の概成時期を令和8年度末に設定いたしました。これは、令和9年度以降は一切補助しないということを確認しているものではなく、支援の仕方を整理するという方針であります。

町としましては、富吉南地区の区画整理事業に併せて下水道を整備する方針にあります。現在既に、下水道に係る「名古屋都市計画」と町の「公共下水道事業計画」の変更手続きを県に対して行っており、今年度中に認可される見込みです。これらの計画変更の内容は、当該地域を下水道の予定処理区域として追加するものであります。

また、国に対しましては、今後も継続的かつ積極的な要望活動を実施することで財源の確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

ありがとうございました。令和8年にはもう打ち切りだというようなことを、再三前から聞いておりましたので、本当にこれ、間に合うのかなと思って心配しておりましたけれども、今のお答えですと、できるよと、間違いなくやっていただけるということで、よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。

これは、電線の地中化についてということでお尋ねいたします。

電線の地中化ですが、準備委員会のメンバーの中から、電線の地中化ができないかという質問を受けました。私もそのことをお聞きしまして、ちょっとやはり気になっておったんですけれども、美的感覚からいっても電柱はないほうがいいですし、また、台風や地震、災害時には電柱が倒れたり、そして電線が垂れ下がったりというような危険が多々あるわけでありまして、準備委員会のこの話をしているときに、説明では、何か、ちょこっと難しいというようなことを言われておりましたんですが、もう少し詳しく説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの電線を地中化ということについてお答えをさせていただきます。

まず、平成28年に施行されました「無電柱化の推進に関する法律」では、「電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする。また、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を区画整理の実施と併せて行うことができるときは、撤去するもの」とされています。

また、平成31年4月に施行されました「道路法施行規則の一部を改正する省令」では、電

線の道路占用に係る基準として、従前より道路の敷地外に適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であるということが必要でありました。これが明確化をされまして、「区画整理事業中の区域では区画整理と併せて電線を道路の地下に埋設することが道路の構造その他の事情に照らし、技術上困難であると認められる場所」ということで明確化されました。

実際、事前に電柱、電線の事業者を確認をさせていただきましたところ、地中化をしますと、これは水害に弱く、地中化に伴い、地上に機器を設置することになります。この機器が浸水すると送電が止まってしまうということもあるということ、また、地震災害時に液状化した場合、架空しているものと比較しても復旧に時間がかかる可能性が高いということで、望ましくないというような回答をいただきました。

また、地中化を実施する場合、区画整理事業の事業費も増加するということになりまして、事業自体の採算性、成立性の確保が難しくなるということもあり、当地区において地中化は実施しないこととさせていただきました。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。地権者というか、準備委員会のメンバーから地中化できないかということと言われて、私もちょっと気になったんですけども、本当、地中化ということ、今、説明を聞いて、なかなか難しいと、それと同時に経費がかかると、余分に。先ほどの減歩という話も私、させていただきましたので、減歩が上がるようなことをやってはいかんと、このように思いますので、このことに関しては、また、地権者の方のほうにも説明させていただきますので、どうもありがとうございました。

それでは、次は善太川の堤防についてお尋ねいたします。

善太川の堤防は桜並木となっておりますが、今現在は草が生い茂っており、本来なら散歩道になるところですが、人口が少ないこともあるかと思いますが、あまり人が通らないようでございます。しかし、市街地となれば、善太川の堤防は、希望の丘と同じで、富吉南のまちづくりにおいて、すばらしい景観のよい場所になるかと思いますが、何かお考え等ありますでしょうか。お聞きしますと、この堤防は県の管轄であるとお聞きしておりますが、私は、それでも、これはまちづくりの一部だと考えておりますので、どうでしょうか。よろしくお願いたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの善太川の堤防についてということでお答えをさせていただきます。

善太川は、区画整理事業区域と隣接するということにはなりますが、堤防部分については区画整理事業の区域外ということであるため、今回の区画整理事業において整備することは予定にございません。

また、ご指摘のように、河川というものは愛知県が管理しているものでございます。ご質問にあるように、善太川周辺のすばらしい景観は、都市計画マスタープランにおきましても、重要な自然環境として保全を図ることとされておりますので、今後、当地区のまちづくりが進み、地権者の方から区域に隣接している堤防についての要望が上がってきた際には、保全及び活用方法について愛知県に対してしっかりと要望させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

ありがとうございます。それでは、必ず要望を上げさせていただきますので、そのときはよろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

目標人口なんですけれども、目標人口をどう考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。このことは、前にもお聞きいたしました。再度お聞きいたします。何年か前は田んぼしかなかった桜地区、それがきれいな町に生まれ変わり、橋上駅もでき、そして、前に質問させていただいたときは、1,000人近く増えたとお聞きしております。今現在はどうか。そして、富吉南地区はどの程度を目標にされているのか。この地は、近鉄富吉駅があり、また、国道1号線も走っており、そして、中央道も近くを走っております。ですので、交通の便は非常によろしいかと思えます。そして、蟹江警察署があり、治安に対しても安心かなと思っております。そして、病院に至っては、内科、外科、皮膚科、小児科、歯医者というように、病院がなぜか歩いて行かれる範囲に6件もございます。また、郵便局もあり、銀行もあり、そして、スーパーもあります。そして、これから市街化をされようといるところに新しい商業施設も検討しているわけでありまして。それが、全て歩いて行けるといって、非常に生活していく上において環境によい、コンパクトシティになるのかなと思っております。そんな意味において、かなりの人口増は見込めるかと思えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、富吉地区の目標人口と桜の状況はということについてお答えをさせていただきます。

まず、桜地区につきましてお答えさせていただきますが、桜地区は、区域面積が17.7ヘクタールと、富吉地区の約13.2ヘクタールと比べまして、少し広い区域でございましたが、区画整理前の平成9年2月現在では34人の人口でありましたが、最新の令和5年8月末現在お調べしましたら、1,336人というふうに、かなり増加をしている状況でございます。

富吉地区の区画整理事業における目標人口としましては、現在桜地区と違いまして、住宅等々ございますので、現在400名ほどの方がお住まいになられておりますが、今回の事業による目標人口としましては、1,000人ということを目指しております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。そうか、これを忘れていました。もう既に400人近く住んでみえるということで、それをちょっと忘れていましたけれども。どちらにしても、これから国全体、蟹江町もそうでございますけれども、なかなか人口というのはどんどん減っていくわけでありまして。そんな意味において、大勢の方々が喜んで住んでいただける町を目指すことができればと思いますので、これから皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、富吉南地区のまちづくり事業を円滑に進めるために重要なこととは何かをお尋ねいたします。

先般準備委員会の中で、このまちづくりはお百姓さんのためにやるのでしようという、こういう声が出たわけでございます。私が、いやいや、そうではないですよと、それなりの説明をさせていただきました。説明の内容がよかったか、悪かったかは取りあえず置いておきまして、このように、地権者の方々にご理解いただけるよう説明することも含め、この事業をできる限り円滑に進めるためにはどうしていけばよいのか、お尋ねします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、円滑に進めるために重要なこととはということでお答えをさせていただきます。

まず、この土地区画整理法上での認可要件というのは、3分の2以上ということの同意が必要であると法律上は書かれておりますが、先ほどもお答えしたとおり、本同意を収集する目標としましては、愛知県の基準である85%としております。実際これで85%の同意が得られましたら、組合設立も認可され、事業も進めていけるということにはなりますが、事業を進めるにあたりましては、やはり一人でも多くの方に事業に対しての理解を得て、協力をさせていただくことが、事業が円滑に進めるために一番必要ではないかと考えております。

また、このまちづくりは誰のために行うのかということにつきましては、現在当地区におきましては、市街化調整区域であるため、住宅や工場などが混在し、不規則な開発が進んでおり、看過できない状況にあります。さらに、駅に近いという利便性を考慮し、適切な土地利用の誘導と防災機能の強化を図り、新たな住宅地としてまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。このまちづくりは、他人の財産、人の財産に手を入れるわけでございます。今、本当に皆さんが、この住んでみえる皆さんが本当に困ってみえるということなら、まちづくりというものもスムーズに行くのかなと、このように思うわけですが、なぜか皆さん、それなりに裕福な方ばかりが住んでみえるということでございます。先

ほど、誰のためにやるかということも言われましたが、そのあたりのところをもっとご理解
いただくよう、話を進めていかなければならないかと思いますが、どうでしょうか。何かも
っといいあれがあれば。部長さん、どうですか。よろしくお願いします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私からも、この地区のまちづくりの必要性を踏まえまして答弁をさせていただきます。

この富吉南地区は、先ほど次長より答弁があったように、駅から近く利便性があるものの、
地区全体が市街化調整区域でありますので、要件に合いました土地活用しかできない状態
でございます。そのため、計画性のない不規則な開発が進みまして、このままでは、将来的
には生活環境の悪化が懸念されると思います。そのためにも、この地区に関わる全ての人
にとって、将来的にこの地区をより健全に継承していくためにも、計画性のある市街地
整備を進めることが必要で、その結果、土地の有効活用が促進されれば、商業や業務、
生活交流など、様々な機能が新しく導入されることでこの地区の活性化が図られると
考えております。

また、この地区の西の玄関口としての活性化をすることで、ひいては蟹江町全体の
まちづくりに寄与することとなりますので、改めて地権者の皆様方には、事業推進
についてご理解いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○14番 佐藤 茂君

どうもありがとうございます。今部長さんが言われたこと、もう一度私も、多分議
事録に載りますので、もう一度、何度も確認しますので、また、これからもよろしく
お願いします。

それでは、最後に町長にお尋ねします。

富吉南地区のまちづくりに対してどのようにお考えかをお聞きしたいと思います。
よろしくお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、佐藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

次長と部長の説明で多分十分じゃなかったのかなと思うんですけども、まだ、私の
一言が要るということでしたら、ちょっと私も調べさせてもらったんですけども、この
蟹江町、言うに及ばず、町制施行135年を迎えます、来年。面積11.1平方キロ、
その40%に満たないところが市街化区域、20%が川、池、沼、池沼です。それで、
あとの残りの40%については市街化調整区域と農振と、それだけが蟹江町の
いわゆる土地構図、それで、そこに6本の川が流れていると、それも含めて
でありますけれども。

昭和48年から本格的に蟹江町のいわゆる都市計画が始まったというふうに私は
思っております。尾張中央道が完成をして、尾張中央道のちょうど西側の部分、
第1学戸区画整理事業。

それから、尾張中央道じゃなくて、1本手前から向こうですけれども、正確に言うと。それから、その後に行われた、28年ぐらいかかったんですかね。この地域の第2学戸区画整理事業。それから、その前後に行われている今西の区画整理事業、それから蟹江新田の区画整理事業、それから錦を含めて、全ての区画整理事業がこの50年の間に、実は行われているという、まず、事実を。

そのおかげというのか、確かに自然は失われ、農業生産に関しては若干の影響をあったかも分かりませんが、蟹江町の発展の、僕は基礎をつくっているというふうに、今現在考えております。そういう意味で、早くから蟹江町は東西の交通の要として、近鉄、そしてJR、これがあるわけでありまして、JRの駅に至っては、明治の中頃に造られた駅舎を、やっと皆さんの総意の下、議員の皆様方にご理解をいただき、ご議決をいただき、若干のお金を使いましたけれども、あのよう立派に今、南北の流通ができています。それと同時に、駅北の区画整理事業も完遂をいたしました。

ただ、それには、一つやり方が違いまして、組合をつくっていただく。まさに今回の富吉駅の南の施行と同じ施行方法で、地権者の皆さんに、申し訳ございませんが、ちょっと協力をいただいて、先ほど問題になっている減歩という形を取らせていただきました。一番最近できたのが駅北の区画整理事業であります。御存じのように、公的減歩と地積減歩、全部の総合の減歩で大体35%前後だというふうに考えております。

富吉のことは言いませんが、とにかく地権者の皆さん、土地をお持ちの皆様方の、いわゆる先祖からずっといただいたその土地を開発をさせていただく。それを蟹江町がお願いをするという、本当に申し訳ない状況になったわけでありますが、でも、結果的に皆様方の住んでいる地域が、税金が高くなるとかという細かいことはあるかも知れませんが、非常に便利になってきたと。

ただ、逆に、便利に既になり過ぎてしまっている地域、それが近鉄の駅の南であり、もう一つは近鉄の富吉駅の南。利便性があればこそ、先ほど部長、次長が答弁をさせていただきましたように、開発がああいう状況になってしまって、今、じゃ、これからどうしよう。我々、それから佐藤議員もそうであります。ここにおみえになります議員の吉田議員もそうであります。お互いに同年代、商工会の青年部をやっている頃に、この話が実はありまして、都市計画マスタープランの中でしっかりと位置づけをされておる場所を、今現在、ここまで開発をしているわけであります。実際、それで、今、佐藤議員、そして関係者の皆さんに本当にお願いをし、しっかりと汗をかいていただいて、ここまでやっとなりまして。ただ、開発するには、当然この後、国の補助金、そして一般会計からの繰入金も、億単位のお金で多分投入することになると思います。

蟹江町にとって、先ほども話がありましたように、重要な場所でもあります。人口減をこの施策によって、新たな人の導入によって食い止めることができるかも知れません。そして、

令和8年の概成に向かって、下水道事業も最後の、今、施策に入っています。蟹江町としては、これからの未来をしっかりと考えた上での一番的確なまちづくりだと私自身は思っています。まだまだ蟹江町はやらなきゃいけないことはたくさんありますけれども、区画整理事業で、今、非常に重要な時期に入っておりますので、関係者の皆さん、そして組合が設立できた暁には、我々もしっかりとサポートさせていただきますので、ぜひともご協力いただきまして、新しいまちづくり、これに向かって汗を流してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

○14番 佐藤 茂君

町長、ありがとうございました。力強い答弁、ありがとうございます。

本当に、これからいろいろと、我々、まだ、本当にこれから正念場かなと、このように思っております。どうぞ、今町長が言われたように、我々だけではとてもできないし、また、理事者、町のほうだけでも、なかなか、今、現状で、この時代というのは、町施行というのは難しい。もう、皆さんが本当にわあわあ言われるし、我々地元の間人がやっぱり中に入ってきて、そして一緒になって進めていくと、これが一番ベターなのかなと思っておりますので、どうぞ、まちづくり、これからでありますので、どうぞよろしく願いいたします。一般質問終わります。

○議長 水野智見君

以上で、佐藤茂君の質問は終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長の退席と、保険医療課長、安心安全課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

再開は3時25分、お願いします。

(午後2時59分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時25分)

○議長 水野智見君

質問8番 飯田雅広君の「自立支援医療（精神通院医療）の医療費の自己負担を軽減できないか」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

5番 立憲民主党 飯田雅広でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私たちは、コロナ感染症、大規模自然災害、テロや紛争、そしてそれらに影響を受けた物

価高など、厳しい社会生活を送っています。このような中では、誰もが心に大きな負担がかかっており、心の健康に悪影響をもたらしております。実際に、精神疾患の患者数が増加していると聞いております。そのため、蟹江町の支援策について伺ってまいりたいと思っております。具体的には、自立支援のうちの精神通院医療に関して、医療費の自己負担分を助成できないか、一般質問を通じてお尋ねをいたします。

それではまず、蟹江町内での精神疾患の方の患者数の現状、推移をお聞きいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

精神疾患患者数の把握はしておりませんが、蟹江町で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、8月15日現在で432名ございます。また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方は734名ございます。今の申し上げた数字の中には手帳と受給者証、両方をお持ちの方も含まれておりますので、手帳または自立支援医療の受給者証どちらかをお持ちの方の人数は819名でございます。

また、現状の推移でございますが、手帳または自立支援医療受給者証をお持ちの方は毎年増加傾向が続いております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

増加傾向ということに、本町でも増加傾向ということですので、それでは、今お答えいただいた方のうちの年代別の人数を教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の年代別の人数をお答えさせていただきます。

手帳をお持ちの方で、10代以下の方の人数が14名、20代の方が50名、30代の方が67名、40代の方が73名、50代の方が96名、60代以上の方が132名で、合計432名です。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証をお持ちの方の年代別の内訳でございますが、10代以下の方が8名、20代の方が94名、30代の方が134名、40代の方が130名、50代の方が169名、60代以上の方が199名で、合計734名でございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

20代、30代、40代、50代と、本当に働いている世代の方も非常に、今の答弁を聞いて、多いなという感想を持ちました。

それでは、このような精神疾患や精神障害のある方について、どのようなことに困っているのでしょうか。生活上の課題が、どのようなものがあるのか。この内容を把握されているか、お聞きをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、精神疾患のある方の生活上の困り事や課題についてお答えをさせていただきます。

精神疾患や精神障害のある方の困り事や生活上の課題は多岐にわたりますが、主な相談内容としまして、1つ目としまして、就労に関する相談、2つ目としまして、経済的な不安に関する相談、3つ目としまして、家族関係、人間関係に関する相談、4つ目としまして、健康、医療に関する支援の相談がございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、支援について伺います。

ご答弁にありましたような生活上の困難、課題を抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃる中で、経済的な負担を軽減する制度について、どのようなものがあるか教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にございました経済的な負担を軽減する制度についてご回答させていただきます。

まず、1つ目としまして、精神障害者医療費支給事業がございます。助成の内容としまして、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級をお持ちの方に対して、入院、通院ともに保険診療分の自己負担額を全額助成しております。

また、精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちの方に対して、入院におきましては、精神病床への入院医療の自己負担額を助成させていただいております。また、通院におきましては、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療（精神通院医療）受給者証を両方をお持ちの方に対して自己負担額を助成させていただいております。

2つ目の支給事業としまして、心身障害者扶助料支給事業を行っております。助成内容としまして、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に、手帳の等級に応じて扶助料を支給させていただくものです。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

今回は、自立支援医療のうちの精神通院医療について質問をしておりますので、自立支援医療のうちの精神通院医療について、これはどのようなものか、お聞かせください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、自立支援医療（精神通院医療）についてお答えをさせていただきます。

統合失調症などの精神疾患がある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする方に対して、指定の医療機関、薬局を利用した際、公的医療保険による医療費の自己負担額は通常

3割負担ですが、自立支援医療（精神通院医療）を併用することで、さらに2割を公費で負担し、自己負担額が1割に軽減される制度です。

また、市町村民税の負担額に応じて自己負担上限額が設定されております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

今のご答弁にもありましたとおり、自立支援医療の精神通院医療に関しましては、精神科の通院、お薬、リハビリ等の通院医療費の自己負担が原則1割に軽減されるシステムになっております。

市町村によっては、この自己負担割合がゼロ割、払わなくていいという市町村もあります。蟹江町は現在1割負担になっております。この精神疾患の病気をお持ちの方が安心して医療を受けられ、一日も早く治癒し、社会復帰ができるように、蟹江町独自で1割負担の助成をできないか、お聞きをいたします。

それでは、まず、愛知県における1割負担にある市町村、また、ゼロ割負担、無料になる市町村を教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にございました愛知県における1割負担の自治体でございますが、愛知県では7市町村が1割負担をしております。自治体の内訳としまして、名古屋市、岡崎市、清須市、あま市、大治町、飛島村、蟹江町の7市町村でございます。

また、自己負担がゼロ円、ない自治体でございますが、愛知県では47市町村がございます。以上でございます。

○5番 飯田雅広君

愛知県では47市町村がゼロ円負担になっているというようにお話でした。この残りの7市町村のうちに蟹江町が入っているわけですが、海部地区におきましても、幾つかの市町村はゼロ割負担になっております。海部地区では、津島市、弥富市、愛西市がそれぞれご本人様の負担がない状態になっております。

それでは、この3市のそれぞれの令和4年度決算額もしくは令和5年度予算額か、それに合わせた対象人数を教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ご質問にございました海部地区の3つの市の令和4年度の対象人数と、令和4年度にかかりました実際の金額についてご紹介をさせていただきます。

まず、津島市でございますが、対象人数が872人で、実際にかかった費用が約1,580万円でございます。

続きまして、愛西市でございますが、対象人数が607人で、実際にかかった費用が約1,200万円でございます。

続きまして、弥富市でございますが、対象人数が779人で、実際にかかった費用が約1,620万円でございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、ちょっと比較をしたいと思いますので、蟹江町の対象人数と予算額の見込みを教えてください。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、蟹江町の対象人数でございますが、471人でございます。あと、予算額の見込みでございますが、1,040万円を見込んでおります。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、課長にお聞きをいたします。

精神疾患の方は、治療の回数が増えると、1割の負担でもかなりの額になります。この自己負担分を蟹江町で補助する制度をつくることのできないか、お聞きをいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

自立支援医療（精神通院医療）制度を利用して治療を受けている精神疾患の方は、経済的な不安を抱えている方も多いため、負担が軽減できるような制度の在り方について、財政的な課題も含めて実施が可能か検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、民生部長にお聞きをいたします。

愛知県下で、この1割負担とゼロ割負担の違いがあるため、医療機関にて起こっている問題点としては、事例の一つとして、ゼロ割の市町村に住んでいる方が1割の市町村に引っ越したことによって、今まで自己負担がゼロ割だったのが、1割負担になり、不公平感が出ております。

事例2つ目として、心療内科で再診の方が1割負担で採血、心電図を取った場合に、診察も含めて1,500円ほどの負担と1割負担分の薬代がかかっております。休職、仕事を休んでいる方も多く、金銭的に困窮していて、病院側としてもサポートが必要と感じているというふう聞いております。

このようなことがある中で、民生部長にお聞きをいたしますが、精神疾患の治療は、再発の防止を含め、比較的長期に及ぶことも少なくなく、その間にかかる医療費は、経済的にも精神的にも不安材料になりがちです。自立支援医療の精神通院医療は、そういった負担を軽くし、少しでも治療に専念できるようにしてくれるものになります。

しかし、精神疾患のために働けず、収入が途絶えてしまう方もいらっしゃいます。1割の自己負担でも、治療に関して大きな壁になっています。精神疾患の方たちが安心して医療を受けられる環境が整えられないか、お聞きをいたします。

○民生部長 不破生美君

ただいまご質問いただきました件についてお答えさせていただきたいと思います。

飯田議員のほうにご心配をいただいております件、先ほど担当課長のほうもお答えさせていただきましたけれども、いろいろな課題を日常生活においてお困り事があるということは、町のほうとしても感じております。今後、安心して医療を受けていただけますように、課題や必要性などを十分に整理させていただきまして、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

町長にお聞きをいたします。

メンタル不調に限りませんが、何か病気をお持ちの方で、やはり症状が軽いうちに治療したほうが、回復は早いと思います。当然社会復帰も早くなると思います。特にメンタル不調に関しましては、症状が重くなると回復が遅くなり、その分社会復帰が遅れる傾向になります。

精神疾患の方、働きたくても働けない、働くことができない分、収入につながっていきません。治療費の支払いができないので通院ができずに、回復が遅れます。部長も検討するというようなお話でしたが、愛知県の市町村のうち、7市町村しか、もう7市町村のみということか。ゼロ円負担じゃない市町村がだいぶ少なくなっております。蟹江町もやりたいと思っているとは思いますが、先ほど予算額を聞いたら1,000万円を超えております。なかなか厳しいんだらうなど、予算的に厳しいんだらうなどというふうには思っておりますが、働くことが、精神疾患の方は働くことができないので、なかなか収入につながりません。今後、蟹江町の財政状況を見て、できるだろうというような折には、ぜひともこの医療費の自己負担分の助成をしていただきたいというふうに思っておりますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

この精神医療の件に関しては、数年前から、実は8市町村ぐらいしか残っていなかった。十分認識はいたしております。ほかの自治体、いろいろな事情を聞いてみますと、医療費、子ども医療費の場合、うちは早めに高校生までやりましたので、優先順位の高いところから、これについては対処してまいりました。あの当時から、もう予算原案で1,000万円は超すだろうと、ひょっとするともうちょっと行くんじゃないかという話はしておりましたので、近

隣の市町村をといたら、もう7つしかないよと。あま市、大治が、飛島はあれなんですけれども。

今、担当課長、部長も話をしておりましたが、これから予算査定に入ります。非常に厳しい財政の中で、どれを持っていくかということをしっかり精査をしながら、我々としては、蟹江町に住んでいただいて、早く回復をしていただき、また、仕事に就いていただく、これは我々の考えるところでありまして、予算の中で、もしも考えることがありましたら、優先順位を変えてでも、一度検討をしたいと思っておりますので、またお力添えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

○5番 飯田雅広君

私は、連合愛知の政策推進議員として、働いている皆様のサポートをしていくことをしっかりと活動の中心に据えてやっております。本当に、働きたくても働けない方、安心して働ける、そんな社会がつかれるように、ぜひとも蟹江町もサポートしていただきたいというふうに思っております。

この自立支援医療のうちの精神通院医療の医療費の自己負担を軽減していただきたくて、今回の一般質問をしております。さらに、精神疾患等が増えている中で、地域共生社会というような全ての人が支え合い、安心して安全な暮らしのできる地域共生のまちづくり、これをぜひとも蟹江町も進めていただきたいと思っております。精神医療や相談支援の充実だけではなくて、家族や学校、職場などを含めた地域住民の理解や支えも大変重要なことだと思っております。当事者を抱える家族の方が相談できたり、家族同士が悩みを共有し合ったりできる、そういった居場所の機会や整備を蟹江町にもお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問9番 多田陽子さんの1問目、「学校・家庭・地域の役割」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って、学校・地域・保護者の役割について質問させていただきます。

9月に入り、多くのお母さん方と同じく、私もやっと夏休みが終わったと感じております。議員となり、初めての長期休み、ひたすらにバタバタと過ごしておりました。そのような中で私自身が感じたことや、周りの友人らから届いた話を集約し、先生方の負担軽減、保護者の負担軽減、そして地域社会の協力について考えてみました。

何に対する役割か。今回は大きく2つ、勉強面と生活面で話を進めます。

まずは、勉強面の役割についてですが、最初に、夏休みの宿題が多過ぎるという意見がたくさん届きましたので、まずはそこから話を進めます。

皆さんも、ご自身の小中学生時代と比べながら話を聞いてください。

近年、夏休みの宿題について3つのことが話題になっています。

1つ目、夏休みの宿題を請け負う代行サービスがあること、2つ目、ChatGPTに代表される生成AIに頼ってしまうこと、3つ目、夏休みの宿題が減ったりなくなったりする流れがあることです。

まず、代行サービスを使うことについて、これの問題点は、宿題は自分でやらないと意味がないのではないかという点です。しかし、国民的アニメのサザエさんで、夏休み最後に家族総出でカツオの宿題を仕上げる姿は、毎年恒例の放送となっているそうです。家族に手伝ってもらうことは受け入れられて、外注することは受け入れられない。そこには、恐らくお金を払うことに日本人の抵抗感があると想像します。

2つ目の生成AIに頼ること、この分野の進歩は著しく、例えばアメリカでは、1万人以上の脚本家が待遇改善とともに、人工知能AIが原作づくりに関与しないよう制作会社側に要求し、ストライキが行われています。実際、一流の仕事と同レベルのものまで作成できるほどになっているということです。これについては、代行サービスと同じく本人の力にならないことに加えて、代行サービス以上に、校内の代表作品の選定など、評価に影響を及ぼすことが懸念されています。

3つ目の宿題の量が減ったりなくなったりという点は、夏休みだけではなく、ふだんの宿題においても、内容やレベル、また、やらされているという心理面の理由により、宿題が学力の定着にそれほど効果がない場合もあるとの研究結果があること、そして、教職員の負担の軽減のためにと考えられ始めました。

では、質問します。

そもそもなぜ夏休みの宿題はあるのでしょうか。子どもたちはちゃんとこのことを理解できていますか。お答えをお願いします。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、なぜ夏休みの課題はあるのかについてお答えさせていただきます。

児童生徒の夏休みの課題は、1学期に学習した内容の復習、学習や生活のリズムを整えるなどという役割がございます。長期休業、夏休みでしか取り組めない内容もあり、ときにはご家庭の力も借りながら児童生徒の力で取り組んでもらえればと考えます。

また、ポスターや作文など、学校での学習以外の課題につきましては、様々な関係機関から依頼があることがあるのが現状でございます。各学校で選択していただきまして、生徒に課題として示しております。

そして、子どもたちは課題について理解しているのかというご質問についてでございます。

子どもたちにとりまして、夏休みは自由に過ごすことができる時間が確保できる期間となります。そして、その期間をいかに計画的に、自主的に課題に向き合うかを考えるよい機会になるかと思えます。子どもたちの課題に対する捉え方は様々であると考えますが、どうして課題があるのかという基本的なことは理解できていると思っております。

以上です。

○1番 多田陽子君

物事の意味を考えるくせをつけるのは、生きていく上で重要な力になると考えています。宿題の意義が本人や保護者に伝わると意識が変わり、また、取り組み方が変わりますし、学習の定着度も変わってくるはずですので、今後は一層の周知をお願いいたします。

では、次に、勉強への保護者の関わり方、保護者の役割についてです。

ポスター制作や読書感想文、習字、自由研究などは保護者の積極的な寄り添いがないと進められないという意見があります。例えばたわいない貯金箱作りでも、お金を入れる部分にちょうどよいサイズの穴を空けることは、小学生、ましてや低学年にはとても難しい作業です。子どもにとっても、思い描く出来上がり像と自分の技量に差があり、こうやって、ああやってと親に頼むことも多々あります。保護者にも葛藤があり、こんなに手を出して、これは本人の作品と言えるのかなと悩むことも多々あります。となると、やはり学校から「一緒に取り組んでください」とか、「自力で取り組ませてください」とはっきり指示があるほうがよいわけです。

さて、昨年度より、岐阜市立岐阜小学校では、ドリルやワークなど、一律で課す宿題を廃止しました。

では、モニターをご覧ください。

その際に、児童とその保護者が主体となって進める家庭学習を提案し、写真のような「家庭学習の手引」というものをつくられたそうです。

こちらが次のページとなります。

先生方と違って、保護者は教えることに対しては素人ですので、低学年の算数でも、子どもに理解できるように説明するのは難しいものです。だからこそ、岐阜小学校のフォローはすばらしいと感じました。

では、質問します。

蟹江町は、手引き書はないことは承知していますが、宿題にどのように保護者は関わるものなのか。取り組むに当たって、保護者へのフォローはありますか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

課題に取り組むに当たっての保護者へのフォローについてお答えさせていただきます。

夏休みの課題だけではなく、通常時に出される課題につきましても、児童生徒自身で取り組むものを想定してございます。ご家庭でご協力が必要な課題につきましても、お便りなど

でその旨をご連絡をさせていただいております。児童生徒が取り組むべき課題についてのマニュアルなどのフォローはしていないというところが現状でございます。

しかしながら、必要がございましたら、いつでも学校にご連絡いただければ、寄り添い、対応をさせていただいております。課題の進め方や、分かりにくい課題に対してのアドバイスなど、学校側がお伝えさせていただき、相談に乗ったりすることはできるかと思えます。

今後も、ご家庭と学校が協力し、児童生徒の見守りができればと思っております。

以上です。

○1番 多田陽子君

そうですね。ちなみに、次女の夏休みの宿題には、保護者へのメッセージとして、日誌は音読、絵、色塗りなど、全て丁寧に取り組ませてください。また、丸つけをしていただくと子どもの励みになります。ご協力お願いしますと書き添えられてありましたので、日誌については私自身も上手に寄り添えたと思えます。

夏休みの宿題が多いという保護者からの要望には、自分の負担というキーワードが隠れていると感じました。夏休みの宿題にどこまで寄り添えばいいのか分からない。一緒に取り組むだけの時間と気持ちの余裕がなくなって、負担になってしまっているのです。平日は働いているので、土日だけで一緒に仕上げなければいけない。その中で、夏休みの思い出の絵日記等を書くために、どこかに連れていかなければいけないといった状況の家庭は増えていきます。

宿題は、そもそも学力の定着を図るためのものなのに、制作系の課題は必要なのだろうか、ドリルなどならもっとあっても構わないのにという声もあります。ただ、教師経験のある方から、物を作ったり、体を動かしたりすることが好きな子どもが多いので、丸つけ作業の必要のない制作系の課題は、子どもにも教師にも双方によいという話も聞きました。

先ほどの答弁のように、時間がたっぷりあるというのも、時間、理由の一つかとは思いますが。課題の仕上がりを確認し、指導の方針を考える教師の負担もまた大きいことも理解できます。私も、時間と気持ちに余裕がないと、子どもとちゃんと向き合えないというのは日々実感しておりますので、先生方の負担が減るために、取り組みは推進していただきたいと考えます。

となると、宿題をなしにするのは妙案かもしれないと思えますが、一方で、宿題のない学校は学力の低下が見られているとのデータも出てき始めたそうです。岐阜小学校では、保護者が寄り添っての家庭学習が進められているからこそ、成り立っているものだそうで、もし、我が家で学校の宿題がなければ、放課後はただひたすらにスマホやゲーム三昧の毎日を過ごして、私が発狂してしまうのは目に見えています。全ての家庭で保護者が寄り添って、しっかりと家庭学習に取り組んだり、また、塾に通わせたりできるわけではないので、手放しでの宿題なしや、量を減らすというのは、学力の二極化が進む危険を伴います。しっかりと検

証した上で取り組むべき課題でしょう。

また、夏休みの宿題の量の多い、少ないには主観が含まれ、多く感じる人もいれば、さほどそう思わない人もいます。実際に、普段の宿題掛ける40日分の量が出ているわけではありません。普段の宿題は、学習したことの定着を図るため、ドリル系が多いのですが、タブレットで宿題ができると、とてもよいかもしれません。

しかしながら、私の所属する総務民生常任委員会では、昨年までICT教育について研究をしまして、昨年の議会報告会で、小中学生に配付されているタブレットの持ち帰り等については課題が多いことを報告しており、実際、いまだ持ち帰りは進んでおりません。

手書きでこそ身につくこともたくさんありますが、タブレットがあれば、採点も自動でやってもらえたり、理解度もデータ化できたり、子どももゲーム感覚で楽しく取り組めたりと、使い方次第ではよいことはたくさんあります。この分野につきましても、今後、改めて一般質問をさせていただくかもしれませんが、教員、保護者の負担軽減に効果的ですので、ICTのさらなる導入については、一歩ずつで構いませんので、積極的によろしく願いいたします。

では、次の質問です。

先生方の仕事量を考えますと、宿題にまつわることはほんの一部分にしか過ぎないと思います。では、教員の負担を減らすために、蟹江ではどのような取り組みをしていますか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、まず、夏休みの課題に対する職員の負担軽減というところでお答えをさせていただきます。

出題する教科や量などは、学校の職員の判断となっております。

また、蟹江町教育委員会が関係機関から寄せられました作品応募につきましては、各学校に依頼はさせていただきますが、各学校は、その中から取捨選択をしながら各学年に振り分けをいたします。さらには、学校によって自由応募の形や選択方式の形式を取りますので、以前と比べますと、作品の提出数というのは減少していることから、負担軽減になっていると思います。

また、その応募作品につきましても、提出期限を出校日とする学校がほとんどですので、授業に支障がない夏休みに教員がチェックすることができるというところで、教員自身にそんなに大きな負担感がないという回答をいただいております。

また、通常の学校生活の中では、個別な対応が必要な児童生徒について、スクールサポーターや日本語指導員などを数名配置させていただくことで、教員の負担軽減につながっているのが現状でございます。

以上です。

○1番 多田陽子君

スクールサポーターのことも出てまいりましたので、まさに地域の協力ですね。地域の協力については、生活面と併せて後ほど質問させていただきます。ありがとうございます。

では、次に、生活面についてです。

その中で、まずは持ち物についての質問を行います。

当然ながら、子どもの持ち物をそろえることは家庭の役割です。御存じのとおり、教科書は無償で配付されますが、そのほかのものは個人的に購入します。しかし、買う必要があったのかなと思えるものも少なくありません。例えば、算数セットです。低学年の算数の時間に使うこれらのものです。

どうぞモニターをご覧ください。このようなものです。おはじきや数え棒など、たくさんのプラスチックが使われています。認知度がだいぶ上がってまいりましたSDGs、人類がこの地球で暮らし続けていくために2030年までに達成すべき目標の12番、「つくる責任、つかう責任」、14番、「海の豊かさを守ろう」の観点からも、低学年しか使わない算数セットは学校の備品にして、何年も長く使えるようにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

そのほかにも、家庭科の調理実習で使うエプロンや体育館シューズはすぐサイズアウトしてしまう、彫刻刀は使用頻度が低いのに購入しなければならないのはなぜか等の意見もあります。それらについても併せて見解をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、算数セットを含めました、使用頻度が低いものの購入をする必要があるかというところでご答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、小学校1年生でしか使わない算数セットなどには、費用の負担以外にも、小さなおはじきや数え棒、計算カードなどに一つずつ名前を書く必要がある。それが、保護者にとっても大きな負担であるというところは認識させていただいております。算数セット以外にも、彫刻刀や調理実習などのエプロン、使用頻度は低いんですけども、必要なものというものがいくつかございます。

今年の6月には、学校用品は保護者負担なのかというところで、具体例を木工セットの購入を挙げられて新聞掲載がありました。それを確認した後、学校に現状を確認させていただきましたところ、回答といたしましては、木工セットについて、一度に児童生徒全員が使用できるほどではないが、幾らかは用意できている。学校としては、学校にもあるけれど、自分のものとして必要な人は購入をという声かけをしているという回答でございました。ですので、購入することなく、学校のものを活用していただければ構わないというふうに考えます。

今後も、学校での必要性和予算を考慮しながら、学校で用意できるもの、すべきものというところを検討していきたいと思っております。

以上です。

○1番 多田陽子君

前向きな答弁、どうもありがとうございます。

調理実習で使うエプロンが、年に1、2回の使用頻度で、すぐにサイズアウトしてしまう一方で、給食を運ぶときに使う、通称給食のエプロンです。そちらは各クラスの備品で、擦り切れるくらいまでしっかりと使い込まれます。しかし、最近、柔軟剤などの合成香料の使用で不快感や健康への影響が生じる香りの害と書く「香害」が、新しい問題として言われるようになってきました。そのために、各家庭が週末に持ち帰って、洗って、アイロンがけをして次の人に回すよりも、私物のエプロンを給食用にも使うほうがよいとの意見もあります。ぜひ、現場の小中学校におかれましてはご検討ください。

さて、午前中の教育課の答弁に重複してしまいますけれども、持ち物については、この夏に教育委員会から新しく通知がありました。熱中症対策の一つとして、学校に教科書等を置いて帰ってもよい。小学生はランドセルからほかのバッグに替えてもよいなどです。平均的に、ランドセルの重さは約5キロほどだそうです。また、今朝の中学生の娘のリュックは7.1キロありました。教科書を置いて帰って、それでもその重さです。さらに、そこに水分が加わります。子どもの荷物の重さへの配慮というわけですが、ならば、依然として大量の水分を持って登校していることを疑問に感じました。運動部に所属する友人から聞いたのですが、2リットルの水筒2本に加えて、ペットボトルまで持って登校する子どももいるそうです。毎日そんな量を飲むのかと驚くのですが、では、もし、水筒を忘れたときや、水が足らなくなったときの対応はどのようにされているのでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

それでは、水筒を忘れたときや、不足したときの対応についてお答えさせていただきます。

学校にいる間に持参した水分が不足した場合には、応急的にペットボトルをお渡しさせていただいております。そちらにつきましては、翌日以降に同様のものを返却していただくこととなりますけれども、学校にいる間に水分不足にならないように、適切に対応させていただいております。

以上です。

○1番 多田陽子君

すみません。同様のものをちゃんと学校に返却ということを知らなかったんですけれども、私は、ここでペットボトルの水を提供することに、まず疑問を感じております。それは、やり過ぎというか、もはやホテル並みのサービス業に近い感覚なのではないかと感じています。病院など、健康の要となる施設内でも、ペットボトルの飲料は買うもので、無償で受け取ったり、どうぞと言ってもらえるものではありません。水道水を飲めばいいだけだと思うのです。ボトルに水を入れて渡せばよいのではないのでしょうか。

しかし、全国的に、学校の水道水は飲む習慣がなくなってきました。どうも、インターネットで飲まないほうがいいとの記事が出回ったことに起因しているようです。蟹江町の学校は、水道水はそのまま飲んでもよいと公式に発言いただけませんか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

学校の水は、そのまま飲むことができますかというところでございます。

学校の水道水は、そのまま飲んでいただくことはできます。

ただ、各学校の水道水につきましては、町の水道管を通り、一旦学校の敷地内にごさいます受水槽に入ることになります。その受水槽から各水栓に配水されるものですから、例えば長い夏休みが続いた、お休み期間があった場合に、水の入れ替えがない、循環されないというところで、夏休み明け、長いお休みの明けたところというのは、少し推奨していないというところが現状でございます。

以上です。

○1番 多田陽子君

分かりました。ということは、夏休み開けは、しばらくの間蛇口をひねっておくということ、子どもたちも知る機会になると思います。

学校の水道水は飲んではいけないというのがデマだということで理解しましたが、子どもからすると、そういった情報を後押しするのが、学校のペットボトルを渡す行為に当たると思います。

さて、私は健康維持のために、エアコンで温度管理がされるのと同質に、学校内の水分補給については、学校の役割だと考えております。学校内のと、あえて限って言いましたが、つまり、学外、登下校時の水分補給については、各人の責任で水筒を持って登校すべきかと思っております。1日分の大量の水分を持って登校するのではなくて、ウオータークーラーを設置したり、水道水を飲んだり、やかんでお茶を沸かすなど、特に夏場は熱中症という、命が関わってくる話なので、教科書等で荷物を減らすよりも先に、水分の提供方法について取り組んでいただきたいというわけです。

もしも、ウオータークーラーの設置に、O157等による食中毒のおそれゆえの反対があるのであればなおのこと、最近は口飲み式の水筒が増えていますので、夕方になったら水筒内は雑菌だらけになってしまいますから、校内で水筒を洗って、新しいお茶を入れるところまで配慮して、ようやく理にかなった話になると思います。

とはいえ、ホテル並みのサービス業と表現しましたように、私は、何でもかんでも学校がしてあげるという考え方をある程度割り切って考えていかないと、先生方の負担は減ることはないと考えています。クレームや事故を未然に防ぐためという気持ちもおありでしょうが、先生方はいつも子どものことを第一に考えてくださいますし、いろいろやってあげたいという気持ちが逆にあだとなって、今の過重な負担を招いてきたとも考えられます。そういった

点を、私たちはいま一度考えなければいけません。

では、生活面の中からも一つ、清掃について質問します。

学校では、学びの一環として、学校内の掃除は子どもと先生とで行っています。学校のトイレの改修工事が行われていますが、いくらトイレを新しくしても、定期的に、徹底的に掃除をしないと、すぐ汚れが蓄積します。主婦の目から見て、使用頻度の高い学校のトイレが、子どもと先生方の掃除だけで清潔を保てるとは思えません。月に1度の頻度で構わないので、定期的にトイレ掃除を外部に任せられないものでしょうか。また、3、4階の窓掃除なども、専門業者でないと難しい作業だと思います。町の施設は定期的に業者が清掃に入っているのを見るにつけ、どうしても疑問に感じてしまいました。ご答弁をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、トイレ掃除や窓掃除などに業者を入れることはできないのかというところでお答えさせていただきます。

小中学校の指導要領中の特別活動には、学級活動、児童会活動、クラブ活動などが挙げられております。その中の学級活動には、清掃活動や給食当番活動などが含まれておりまして、日常生活への適応を学ぶ機会となります。

清掃活動をすることで、自分たちが使用するところは自分たちで掃除をするという、物を大切にすることを養えるという大きな意味があると考えます。それ以外にも、仲間と協力する気持ちを養う、美化や整理することの大切さを身につける、働くことの意義を身をもって体験し、奉仕の精神を養うことにもつながると考えます。

とはいうものの、児童生徒だけの限られた時間での清掃の時間では十分に行き届かないところもあると思いますので、そちらにつきましては教職員でフォローしながら取り組んでいるところが現状でございます。

業者への委託につきましては、高所作業やカーペットなどの特殊な清掃の必要があれば、また、学校のほうから要望がございましたら検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、限られた予算というところがございますので、今すぐには少し難しいかなと考えます。

以上です。

○1番 多田陽子君

予算的な話でしますと、きれいに保つと、結果的に長持ちするのでよいと思います。今後とも、この分野に関しては研究していきたいと思っております。

では、ここで、学習面でも触れました地域の協力について、一つ提案をさせていただきます。

今日も、多くの防災に関する質問がされました。私も、8月末の防災訓練で、蟹江小学校にて参加しました。その中で、地域には学校になじみのない人が存外に多いと感じました。行き慣れていない場所には避難しにくいものです。なので、例えば町内の一斉美化清掃の学校版をつくってみてはいかがでしょうか。学校一斉美化清掃です。ですが、学校の中には子

どもの個人情報があふれているという指摘もあります。では、学年の変わる春休みに、子どもの名前、私物等がほぼない時期ではどうでしょうか。学校内を町内の方々が皆で協力して清掃を行うと、近隣住民にとって避難所となる学校になじみができて、学校もきれいになると、一石二鳥かと思います。環境課と、教育課と、ぜひご検討、よろしく願いいたします。

では、家庭と学校の役割に対して、地域の役割をここで再確認してみます。共働きが増え、今の保護者も、また、先生も忙しく、保護者の年代も昭和生まれから平成生まれへとシフトしていく中で、価値観も変わってきました。その中で、地域の役割がより重要になってきます。学習面において、スクールサポーターなどの学習補助が既にあること、答弁にありましたが、清掃作業の補助も、またぜひ提案していただきまして、よろしく願いいたします。

P T Aの外注も、春になると話題に上がりますが、そもそもP T Aが必要なのか。コロナ当初のほぼP T A活動のない時期でも問題なく過ごせたと多くの人を感じています。P T A業務もまた、親と先生だけではなく、地域も一緒に取り組んでもよい時代かもしれません。

子どもたちが地域の方の力を一番感じるができるのは、今の時期ですと、地域の秋祭りでしょうか。今朝の中日新聞にも、祭りの練習が始まったという記事が出ていました。年間を通じて考えますと、通学路においてかと思えます。朝、一緒に学校まで歩いて登校してくれる地域の方、登下校を見守ってくれるパトロール隊とおっしゃるのでしょうか。そのパトロール隊の方がいらっしゃって、本当にありがたいことです。

前回質問した、学童保育から子どもだけで帰ることができないのかという答えに、下校時は地域の見守りがなく、危険だからとの答弁がありました。では、下校時にも地域の見守りがあったり、危険を今以上に減らすことができれば、きっと前進するのかもしれないとも期待できます。

では、登下校時の見守りは、現状どのようなものがあり、さらに、地域全体で活発に行うためには、どのような方法があるのか、お答えください。

○安心安全課長 綾部 健君

ご質問のありました登下校時の見守りを地域全体で行う方法についてお答えいたします。

現在、登下校時の見守りといたしましては、スクールガード活動団体がございます。スクールガードの活動内容は小学校ごとに異なりますが、地域の方々が、曜日や時間帯に応じて自主的に見守りに参加していただいております。

また、各町内会等が結成している自主防犯団体による防犯パトロール隊が、各地区の通学路や交差点においても、児童が安全に登下校できるよう見守りを行っております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

分かりました。地域の協力に関しては、子どもに関わってくれる人が大体同じ顔ぶれとい

うのが実際のところで、そこも問題かと思えます。子どもに優しくないとされる日本は、多くの人が子どもに関わってこなかった経験の末に出来上がったものと考えています。高校生が、部活動の延長で小学生の指導に当たるニュースをこの夏に見ました。地域というと高齢者と捉えがちですが、当然、全年代が当てはまります。放課後にグラウンドで子どもたちと一緒に遊ぶ取組を行う大学もあります。町内には大学生のスクールサポーターもいます。地域のあらゆる世代が自分たちの成長に関わってくれたという経験が、自分が大人に成長したとき、親でなくとも、教育関係者でなくとも、子どもには普通に関わるものだという認識につながると私は思います。

では、次に、教育課にも問います。

子供の成長にあたり、部活の地域移行やコミュニティースクールの推進など、地域と共に取り組む活動を何か検討していますでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 館林久美君

ご質問いただきました部活動の地域移行についてお答えさせていただきます。

現在、令和7年度以降に進められるように進めているところでございます。今年度につきましては、教職員やスポーツ協会などの団体にアンケート調査を実施しました。また、今後、保護者や生徒にも行っていく予定でございます。一度に全ての部活動の地域移行をするということではなく、段階的に進められるように、現在検討しているところでございます。

そして、コミュニティースクールの推進の検討でございます。

こちらにつきましては、コミュニティースクールは、「地域と共にある学校づくり」という観点から創設されたものと認識しております。ただ、様々なメリット、デメリットがあるというところで、現在、蟹江町では、学校評議員というものがあまして、そこに、地域の方に担っていただいております。地域の方のご意見をいただくことで、現在のところは、コミュニティースクールまでの検討はいたしておりません。

以上です。

○1番 多田陽子君

そうですね。一つ一つ前に進むことが大事かと思いますので、どうぞよろしく願います。

前回の一般質問で、私は、蟹江町が町として親をサポートしよう。子どもによりよい環境を考えようという姿勢をさらに強めてほしいという思いをもって、学童保育について質問したと言いました。しかしながら、今は、市町村間で子育て支援の競争が起りつつある、そんな気配も感じます。医療費は18歳まで無料、保育園や幼稚園も無償化されました。給食費もいずれ無償化の波が来ると考えられます。

金銭面だけではなくて、食事面でもそうです。一世代上の先輩が、夏休み、私たちの頃は、働きに出て、我が子に寂しい思いをさせているのだから、せめておいしいお昼ご飯を食べて

ほしいと思いながら、昼食を作ってから出勤したと言っていました。しかし、私は、「夏休みだって学童で給食があればいいのに」と発言しましたし、地域で朝ご飯の提供を行うボランティア活動があることを絶賛するニュースも流れています。また、子ども食堂がもっと盛んになるようにと世の中の流れもあります。

勉強面も、ほぼ学校に任せることができるに越したことはないと保護者は考えています。働く親にとって、小1の壁と言われる中には毎日の宿題チェックも含まれ、確かに、忙しい夕方からの時間にゆっくりと計算カードや音読に向き合う時間が取れない、そんな状況も理解できます。

と、一昔前であれば、当然に保護者の役割であったものを減らそう、減らそうとすること、それを発することが市民権を得る世の中の中で、ふと、家庭の役割って何だろう。これから子どもたちが大人になったとき、親に育ててもらったとの思いがなくなってしまうのだろうかと感じることもあります。食事で、「母の味」という表現も、もう時代錯誤かもしれませんが、母の味を知らずに育つ子どもが増えるのかなと、この流れに一抹の不安を覚えるわけです。

家庭の役割であったものが、学校、行政の役割だ、地域の役割だと、子育て支援という名分の下に、過度に声を大きくし過ぎないように、私は、子育て世代の議員として一般質問で発する必要があると考えましたが、最後に町長にお尋ねします。

家庭や保護者の役割は何と考えますか。町長の見解を教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えしたいと思います。大変難しい質問だと思います。我々が育った時代、昭和、戦後日本の復興期、敗戦の後に立ち直った先人の後ろ姿を見て、我々は育ってまいりました。もちろん一番身近な学校は、我々の時代は、母親や父親、祖父、祖母でありました。身内が、兄弟が一生懸命働く、遊ぶ、けんかをする、それをしっかり目の当たりで見ながら育った世代であります。それを今の時代に当てはめるのは、若干無理があると思いますが、これだけは言えると思うのは、やはり子どもは親の背中を見て育ちます。私も、かつて保護司を経験をさせていただきました。6年間という短い時間ではありましたが、非常に切ない思いもしたし、非常に難しいなということを感じました。今、多田議員の質問に的確にお答えできないのは大変申し訳ないと思いますが、ただ、学校の役割と家庭の役割、これはしっかり、同じ部分がありますけれども、しっかり分けて考えていただいたほうが、私はいいのではないのかなと、今、考えております。

ただ、我々のときは、地域が本当に子どもを育ててくれたというように感じます。今は、近所のおじちゃん、おばちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんが怒ることすらない。手を出すということは、これは論外ですよ。何か悪いことをしていると、いたずらをしていると、誰彼なく怒ってくれた地域の人があった。それでルールを覚えていったもんであります。今は、

何が正解なのか分からないという、フアジーなフェイクニュースも流れています。それをどう考えるか、これは学校の問題、家庭の問題、これでしっかりと分けていただければ、私はありがたいかなと。それを、我々教育委員会を通じて、学校側がしっかりと成長を見ていく。そして、いろんな疑問に対して、先生という立場、教育委員会という立場でお答えをしていければいいのかなと、こんなことを思っています。

すみません。答弁にならなかったかも分かりませんが、何かありましたら、また再質問してください。よろしくをお願いします。

○1番 多田陽子君

どうもありがとうございます。地域の力とか、保護者の力とか、本当に、みんなで協力しながら、これから子育てをしていける、そんな社会をつくっていきたいなと思っております。

以上で1問目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

お諮りします。

多田陽子さんの2問目は明日に回し、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後4時25分)